ALPS ブックレット シリーズ ▶▶▶ Vol.9

著作物の利用環境整備は進んだか

－授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て教育現場から見える課題－

アカデミック・リンク 教育・学修支援専門職養成プログラム
ACADEMIC LINK PROFESSIONAL STAFF DEVELOPMENT PROGRAM for EDUCATIONAL and LEARNING SUPPORT

千葉大学アカデミック・リンク・センター
教育関係共同利用拠点
（新たな時代の大学教育を創造する「教育・学修支援専門職」養成拠点）

ALPSブックレット シリーズ
Vol. 9

ALPSプログラム 第9回シンポジウム

著作物の利用環境整備は進んだか

－授業目的公衆送信補償金制度開始から3年を経て教育現場から見える課題－

千葉大学アカデミック・リンク・センター

教育関係共同利用拠点
（新たな時代の大学教育を創造する「教育・学修支援専門職」養成拠点）

は じ め に

ここに、令和５年度のALPSシンポジウム（第９回）の成果をお届けします。

千葉大学アカデミック・リンク・センターは平成27年度に文部科学大臣より教育関係共同利用拠点としての認定を受け、その後２度の再認定を受けて、現在は「新たな時代の大学教育を創造する『教育・学修支援専門職』養成拠点」として活動をしています。ALPSシンポジウムは認定を受けた最初の年から開催をしていますので、その回数は私どもの教育関係共同利用拠点としての歩みを刻んでいるものと言えます。

第９回のALPSシンポジウムのテーマは、「著作物の利用環境整備は進んだか：授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て教育現場から見える課題」としました。この制度は、教育のICT化を促進し、質の高い授業を実現することを目的に2018年の著作権法改正によって生まれたもので、その名の通り、授業に伴う「公衆送信」をその形態を問わず著作権者の許諾を得ることなくできるようにするとともに、同時遠隔授業のための公衆送信以外の公衆送信については教育機関の設置者が補償金を支払うこととするという制度です。COVID-19パンデミックによってメディア授業の実施が教育を継続するための唯一の方法となる中で、緊急対応として補償金を無償とする形でこの制度は実施されることとなりました。2021年度からは補償金の徴収が始まりましたが、多くの教育機関がこの制度を利用しています。この制度の導入によって、利用許諾を得る手間をかけることなく著作物を利用できるようになったのは教育機関にとって歓迎すべきことでした。しかしその一方、「補償金を払っていれば、その教育機関では著作物を自由に利用できる」という誤解が生じていたり、「権利制限が適用される（許諾を得ずに利用できる）範囲はどこまでか」ということを意識するあまり、逆に利用が萎縮しているという話を聞くこともあります。法改正の趣旨を真に活かそうとするなら、この制度のみならず、当初から議論に上がっていた、この制度を補完するライセンス制度や著作権についての普及啓発などに取り組む必要があります。

本シンポジウムでは、教育現場における著作物の利用状況に精通された大和淳先生（福岡教育大学教授）、久保田裕先生（山口大学知的財産センター特命教授、（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会　専務理事））にご講演いただきました。ディスカッションでは、参加者の皆さんからの質問を受けつつ、教育機関の立場、著作権者の立場のいずれかに一方的に与することなく、公平な立場で現状の課題について意見交換することができました。ここにその成果をブックレットとして刊行することで、当日ご参加いただけなかった方々の参考になれば幸いです。

千葉大学アカデミック・リンク・センターの活動に引き続き皆様方のご支援を賜りますようよろしくお願いします。

令和６年３月

千葉大学アカデミック・リンク・センター長
竹内　比呂也

目　　次

はじめに

目次

プログラム

趣旨説明 …… 7

千葉大学副学長（教育改革・学修支援）、附属図書館長、アカデミック・リンク・センター長、
国際未来教育基幹高等教育センター長、人文科学研究院教授　竹内　比呂也

来賓挨拶 …… 8

文化庁 著作権課長　籾井　圭子 氏

第１部：講演

●講演１

著作物の利用環境整備は進んだか：
これから目指したい姿についての一提案 …… 12

福岡教育大学教育学部 教授　大和　淳 氏

はじめに …… 12

１．著作権制度の改善の歩み …… 12

２．非営利の教育機関における著作物利用 …… 13

３．今後の課題 …… 16

４．資料① …… 22

●講演２

著作権制度の理解が「創作」を促す！ …… 33

山口大学知的財産センター 特命教授、
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事　久保田　裕 氏

はじめに …… 33

１．契約の果たす役割 …… 33

２．情報の価値や意味について学ぶこと …… 36

3．先生がたに知って欲しいこと …… 40
4．おわりに …… 45
5．資料② …… 48

第２部：パネルディスカッション

パネルディスカッション …… 70

千葉大学ALPSプログラム　第９回シンポジウム

著作物の利用環境整備は進んだか

－授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て教育現場から見える課題－

日 時：2023年11月30日（木）14：00～16：30
会 場：Zoomによるウェビナー形式での開催

プログラム

司会：竹内　比呂也（アカデミック・リンク・センター長）

14：00　趣旨説明　竹内　比呂也

14：05　来賓挨拶　籾井　圭子 氏（文化庁 著作権課長）

14：10　講演１「著作物の利用環境整備は進んだか
－これから目指したい姿についての一提案－」
大和　淳 氏（福岡教育大学教育学部 教授）

14：50　講演２「著作権制度の理解が「創作」を促す！」
久保田　裕 氏（山口大学知的財産センター 特命教授・一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事）

15：30　休憩

15：40　質疑応答／ディスカッション

16：30　閉会

趣旨説明

千葉大学副学長（教育改革・学修支援）、附属図書館長、
アカデミック・リンク・センター長、
国際未来教育基幹高等教育センター長、
人文科学研究院教授
竹内　比呂也

本日は私ども千葉大学アカデミック・リンク・センターALPSプログラムの第９回シンポジウムにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。今回は「著作物の利用環境整備は進んだか：授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て教育現場から見える課題」というテーマで、シンポジウムを開催させていただきます。本日は講師として、福岡教育大学教育学部教授でいらっしゃいます大和淳先生と、山口大学知的財産センター特命教授でいらっしゃいます久保田裕先生にお越しいただいております。

ご承知のように、授業目的公衆送信補償金制度は2018年度の著作権法の改正により創設されたもので、2020年春のCOVID-19パンデミックの状況に合わせまして緊急対応的に無償で開始するということがございました。2021年度からは有償で通常どおりの運用ということになりましたけれども、それから既に丸二年がたっています。

オンラインでの授業については、最近は対面に戻そうというような動きもございますので、この制度の意義というのは、以前ほど高くなくなったかもしれません。しかしながら、もともと2018年の著作権法の改正の趣旨としてはパンデミックに備えるという話では決してなくて、ICTを活用した教育を実現することによって教育の質を高めるというところに大きな目的があったはずです。ですので、その目的に沿って、パンデミックがほぼおさまってきた今日（こんにち）、教育の質を高めるということを考えたときに著作物の利用環境をどのように整備するか、そのためにはどういうことが必要になっていくかということを、お二人の講師のお話を踏まえ、皆様からのご質問を受けながらパネルディスカッションで議論を進めていきたいと考えているところでございます。

また、本日はご来賓としまして文化庁著作権課長の籾井圭子様にオンラインでご参加いただいております。それでは、早速でございますけれども、籾井課長様からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

来賓挨拶

文化庁著作権課長
籾井　圭子 氏

こんにちは。ただいまご紹介いただきました文化庁著作権課長の籾井でございます。「ALPSプログラム第９回シンポジウム」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどご紹介がございましたように、授業目的公衆送信補償金制度は2018年の著作権法改正により創設された制度です。新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するために、当初の予定を早めて2020年に施行されました。以来、教育機関の皆様にもご協力をいただきながら、教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるための基盤として、本制度を活用したオンラインでの教育活動が多くの現場で実施されています。

教育機関から本制度の利用に当たり支払われた補償金は、著作物の権利者に分配されるほか、一定割合が著作権の保護、それから著作権の創作振興といった共通目的事業の実施に活用されることになっています。本日のこのシンポジウムも共通目的事業としての助成を受けて実施されておりまして、こうした補償金が著作権に関する知識、理解の深化に資する有意義な取り組みに還元されていることを喜ばしく思っております。

本日のシンポジウムは「著作物の利用環境整備は進んだか：授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て教育現場から見える課題」というテーマで開催されるとお聞きしております。ご承知のとおり、著作物の利用に当たっては、具体的な利用の態様について著作権者等の許諾を得ることが前提となります。一方で、教育の質の向上や教育機会の充実等のために、例外として一定の条件下での著作物利用を認め、そして同時に権利者への対価還元を行うために、この授業目的公衆送信補償金制度は創設されました。

この制度が円滑に運用されるためには、教育関係者と権利関係者の両者がこの規定の趣旨を十分に理解した上で、教育現場での具体的な利用ニーズを踏まえて継続的に議論する必要があると考えております。また、補償金制度がカバーできない範囲の教育目的での著作物利用に係るライセンス環境の整備、充実につきましては、2017年の著作権分科会の報告書におきましてもその実現に向けた期待が示されているところでございま

す。こちらも具体的な利用場面というものを想定しながら、ご議論を深めていただきたいと考えております。

文化庁といたしましては、本シンポジウムを通して教育機関の声を聞き、適切な著作物の流通推進及び著作権に関する知識・意識の普及啓発について考える機会とするとともに、制度がより効果的に運用されるよう、引き続き関係者の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、ALPSプログラムのますますのご発展とご参加の皆様のさらなるご健勝を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

第　1　部

講　演

［講演１］

著作物の利用環境整備は進んだか：これから目指したい姿についての一提案

福岡教育大学教育学部 教授
大和　淳 氏

はじめに

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました福岡教育大学の大和でございます。このたびALPSシンポジウムで「著作物の利用環境は進んだか」というテーマで議論するに当たり、私から一つの提案をさせていただきたいと思います。40分程度時間をいただいておりますので、今日のテーマについて私がいま考えていることを申し上げます。

このシンポジウムに参加されておられる方、特に今回のテーマを選んで参加されている方であれば、おそらく著作権に関する基礎的な知識を持っておられるのではないかなという気がします。ただ一方で、いやいや、まだあんまり自信がないというような方もおられるかもしれません。そういった意味で、今日の話の前半では私がいろいろな大学のFD研修会などに呼ばれてお話をすることのエッセンスを紹介しまして、それを踏まえて各大学の教職員の方々がどういうふうな反応で受けとめられているかという私の思いを述べた上で、最後にこれからの大学での教育活動を有意義にするために著作権問題をどう解決すればいいのか、「これから目指したい姿についての一提案」というお話をしてまいりたいと思います。

１．著作権制度の改善の歩み

通常、教員研修で著作権の話をする際には、法律の話がどうしても出てきますが、私はできるだけ著作権制度の改善の歩みに触れるようにしております**【資料①-2】**。そもそも法律の内容とか細かい条文までが著作権教育の必須の知識ではないだろうと思って

おりますが、直近の法改正を含めた現行法だけを見ると、「補償金を払わなければならなくなった」、あるいは「この部分は許諾を得なければならなくなった」のような読み方をしてしまうことが往々にしてあるようです。それは教育関係者の多くに、教育上の利用は原則自由だというふうな誤解があるのかもしれないと思っております。

そういった意味で、著作権制度の歩みをお話しするようにしています。例えば教科書の記述に関連する事項の新聞記事をコピーして授業で学生に配ったり、遠隔授業で隔地の学生にイラストや写真などを提示したりするような場合をイメージすると、そもそも著作権制度の原則は、コピーするという行為とかプリントを学生に配付する行為とか遠隔授業で学生にオンラインで見せること、それからウェブサイトに掲載されている記事をインターネットを通じて教室で見せる行為、それぞれ細かい行為ごとの権利に分かれていることをまず説明します。その上で、例えば「昭和46年に現行法ができた時点から、授業のためにコピーすることについては著作権者の許諾を得ることは不要でした」、「平成16年には、さらに隔地の教育機関との間での同時遠隔授業のための公衆送信は無断でできるようになりました」、それで、最近の30年の改正で「同時遠隔授業以外の公衆送信についても無断でできるようになりました」というように、時代の変化とともに無断で利用できる範囲が広がってきたというところをお話をしないと、どうしても著作権法というのは規制だ、やっちゃいけないと思ってしまうのだろうなと思っています。そこで条文も紹介し、キーワードに分けて条文をどう読むかということについてもお話をするわけですが、今日はそのあたりは省略させていただきます**【資料①-3】**。

2．非営利の教育機関における著作物利用

これがオンライン授業のための法改正がされるまでの法律だったんですが、それがこのように**【資料①-4】**改められたということを解説しながら、従来に比べると円滑な利用のために制度が改善されているんだということを紹介するようにします。ただ、今紹介したような条文ばかり見てもイメージがなかなか湧きにくいということで、私はよくイメージ図を作るんですが**【資料①-5】**、例えば非営利の教育機関においてはさまざまな著作物の利用形態があって、授業の場合もあれば授業以外のケースもある。そういうふうないろいろなシチュエーションの中で複製したり譲渡したり公衆送信をしたり公の伝達をしたりする。こういったもののうち、平成16年あるいは平成２年からの著作権法ではいろいろ自由に利用できる部分が拡大されたということで、このような

【資料①-5】図の中で、この部分が無断でできるようになったんですよという説明をします。そうすると、裏返して言うとそれ以外の部分は従来から許諾が必要で、これからも必要なわけです。ですけども、教育での利用は原則自由だと思い込んでいる人にとっては、許諾を得なければならない部分があることに戸惑いや驚きを持つ方もなくはないようです。

さらに、この図だけでもわかりにくいでしょうから、無許諾・無償でできる複製というのは例えばこんな行為ですよと、冒頭に紹介したように新聞記事を学生に配付する、あるいは学生自身がゼミの発表資料にコピーするというようなケース、それから単位互換の授業の場合でオンラインでやるようなケース、同時遠隔授業ではなくオンデマンドのケースなどを吹き出しにして先ほどのイメージ図**【資料①-5】**に加えて説明します。そういうふうに無断でできる具体例を挙げて説明をするようにするわけです。この裏返しですが、それ以外の部分については、新たに許諾が必要になったんじゃなくて従来から許諾が必要だったんだということが分かるように説明する形で進めるわけです。

こういったお話をすると、FD研修会が終わった後、「このページ（吹き出しが付いた部分）だけコピーを下さい」というご希望が寄せられることが多い。もちろん提供はするんですが、「こうすれば無断で使ってもいいんだ」という結果だけで問題を解決しようとする雰囲気も、まだなくはないのかなという気がします。

いずれにしても、この改正された35条については先ほど条文の中でキーワードを紹介したわけですが、本来であれば許諾を得なければならなかったけれど、こんな順番で**【資料①-6】**キーワードごとにチェックしていって、例えばこういった場合はこの要件を満たせば許諾はいらないんだ、とどんどん下に進んでいって、最終的に全部のチェックポイントを通過すれば無断で利用できるようになったんだと理解できるように説明します。ただし、一部の場合は補償金の支払いが必要というスキームに変わったということが分かるように紹介しています。

ただ、先ほども言いましたように、研修会の質疑応答では「こういうコピーだったらいいんですか」というふうなご質問が多いのが実情です。先ほどの図で吹き出しに書いたような許諾が必要な事例、あるいは許諾が不要な事例を見せると、そうしたら「これはどうですか」「ああいう場合はどうですか」という個別の事例の照会が多く出てきます。もちろん私にわかる範囲でできるだけお答えはするわけですが、大和が言ったから絶対無断で使えるとは限らないわけです。授業の進め方は教員の指導方法次第でいろんなバリエーションがあり得ますから、どうしても無断で使いたいのであれば、それぞれ

の教員が自己責任で条文の条件を満たしているかどうかチェックしなければいけないわけです。このようなことになりますので、SARTRASのホームページ**【資料①-7】**にも掲載されていますけども、運用指針**【資料①-8】**を作成して、困ったことがあればここを読んでくださいというご案内をするというのが最近の研修会での私のお話の仕方です。

こういう運用指針を紹介すると、研修会が終わると、「そんなものができたことを初めて知りました。ぜひ有効に活用したいと思います」とか「見たことがあります。ああいう便利なものができて、これから授業がやりやすくなりました」というおべんちゃらを言っていただけるんですが、研修の終了後にその先生にもうちょっと踏み込んで、「先生、私あんなの紹介しましたけど、読んでみました？　役に立ちそうですか」と聞いてみると、「いや、難しくて意味はよくわからない」という正直な感想を聞かせていただくことも少なくありません。

権利者と教育関係者が一種の緊迫した協議をしながら、あの運用指針はできていますので、「こういう記述は譲れない」とか「いや、ここぐらいは書かないと利用者にわからない」というせめぎ合いの結果ですから、どうしても回りくどい説明になったりするのも事実で、現場で本当に使いやすいかというのはまだ課題があるなと思っております。そういった意味で、運用指針についてもこれから改訂が必要だろうなと思っています**【資料①-9】**。

さらに教育現場では、35条だけでなしに、32条、引用の規定とか、38条、非営利無料の演奏といった規定もよく使われるわけで、これらについても細かいキーワード、要件があるわけです。35条と同様にこういった規定の運用指針もつくっていかなければいけないだろうという問題意識を持っています。

ただ、教育関係者からは「引用についてどういうふうにすればいいんですか」と、引用の仕方への質問というのが多いわけです。裁判例を参考に主従の関係とか必然性とか公正な慣行に合致するというふうなことを申し上げると、結構きょとんとされる方が多い。よくよく聞いてみると、実は32条の引用のことが知りたいんじゃなくて、先ほどの35条の教材作成のことが知りたかったんだということがわかるということが往々にしてあります。ただ引用について教えてくださいと尋ねられると先ほど言ったような説明しかないわけですが、実は現場のかゆいところに手が届いていない可能性があるなと思っていますので、こういった資料づくりというのがこれから必要だと思います。

先ほどちらっと言いましたように、権利者と協議をしながら、「そんなに緩やかに書

いてくれるな」とか「いやいや、ここまで書かないと現場では具体的にならないんだ」というふうな議論を戦わせながらできていますから時間もかかりますし、権利者側にも教育現場の実情を十分理解していただかないといけないという側面があります。

3. 今後の課題

そういった意味で、対等の議論がこれから必要になるだろうということで今後の課題になるわけですが**【資料①-11】**、先ほど言いました運用指針をつくってきたフォーラムでは、これから運用指針の改訂の作業ももちろんあるわけですけども、主な議題としては著作権の普及啓発の在り方について議論される予定です。やはり教育関係者側の意識を高めていかないと、権利者と対等な議論はなかなかできない。教育関係者の要望を聞いて理解してもらうためには、教育関係者自身も著作権制度の根本的なところをよく理解しておかないといけないだろう。その上で著作権教育というと、あれをやってはいけない、これをやってはいけないというふうな意識があったものを変えていく必要があるだろうと考えています。

最近、例えば初等中等教育ではデジタル・シティズンシップ教育みたいな言葉がはやっているようですけれども、DX社会における発想の転換ということで、著作権分野でも規制から活用へということに変わっていかないといけないのかなという印象を持っております。特に現状の問題点**【資料①-12】**、FD研修で質疑応答とかしていると、やはりちょっとこれは気になるなというのが幾つかあります。関心を持ってFD研修に参加していただくことはありがたいなと思って私もできるだけ丁寧にお話はしますが、いろいろ話をしていると、教育の目的であれば原則として自由に使えるが、例外として許可を得なければならない場合があるというような解釈をしていたり、あるいは逆に35条の範囲だけでしか使えないんだというふうな制限的な解釈をしてしまう人もいます。

さらには、著作権を保護するというのはどういう意味ですかと尋ねると、例えばオリジナリティーが大事なので他人の著作物を使わないようにするのがいいんだとか、権利の存続期間が決まっているのだから、それが過ぎたものを使えばいいんだ、あるいは、35条、32条のような制限規定を正しく理解して定められた条件に従って使うんだというようなことをおっしゃることが結構多いのですが、許諾を得れば使えるという発想に立っている人はなかなかいないですね。

例えばいろんな質問があるときに、「こういう方法で使えますか」というご相談、ご

質問があります**【資料①-13】**。それに対して「そのような利用法は例外規定の要件を満たしません」という説明をしたとすると、「じゃあ使えないってことですね」となってしまう。そうではなくて、制限規定の例外の適用が受けられないから原則に戻るという発想がこれからは必要なんだろう。例外規定に当てはまらないと使えないんじゃなくて、それは権利者と話し合って許諾を得て、場合によっては値切り交渉も含めてライセンスを得て使うという可能性を探っていくことが、これからは必要ではなかろうかと思います。

一方、補償金制度ができました、それで補償金が今、SARTRASに集められつつあります**【資料①-14】**。これからどんどん分配が始まるわけです。そのために全国の教育機関からサンプル校を抽出して利用状況がSARTRASに報告され、それに基づいて分配をするということが始まっているわけですが、教育関係者側とすれば利用実態の報告をするにしても手間がかからないようにしてほしいという要望は当然あります。もともとの原資は税金ですので、それは払う以上は公正にちゃんと権利者に行き渡るように分配してほしいという要望もあるでしょう。他方、権利者からすると、正確な分配をするためには多くのデータが欲しいし、正確なデータも必要なんだというふうな要望、ニーズもあるわけです。

どちらからも要望があり、権利者と利用者の一種の対立のような構図というのはここでも出てくるわけです。こういったものを、例えば手間がかからないようにしてほしいという要望の実現のためには、対立の関係を、言ってみれば緊張関係を緩和していくことが恐らく必要でしょう。緩和するためにどうするかというと、教育関係者側の立場でいうと、先ほど言いましたように教育での利用は原則無断でできるんだという発想を逆転させて、本来の形での意識を持つと。創作者や著作物に対する敬意を重視した意識に変えていかないと、権利者と利用者の信頼関係というのがなかなか構築できないだろうと思います。疑心暗鬼であれば「現場から出てきたデータは間違ってるんじゃないの」とか「何かおかしなデータが出てきている」というような意識になりがちで、そのような状況では手間はますますかかりますし、正確な分配も期待されないということになってしまいますので、共倒れというか双方にメリットがないことになりますので、この両者の関係をよくしていく必要があるんだろうなと思います。

そういった意味で、特にICTの発達、普及に伴って教育活動のためのメディアの活用方法も多様化しています**【資料①-15】**。もちろんそれに応じて法改正をさらに要望することも考えられるわけですが、少なくとも制限規定の中でしか使えないんだという狭

い発想から、許諾を得てより望ましい指導法・教材づくりができるような仕組みを考えようという方向に転換していくことが必要だろうと思います。その上でその許諾手続をいかに簡便に迅速に低廉なものにしていくかというもう一つ上のレベルの工夫が考えられるように、そういった協議ができるような環境をつくっていかないといけないというのが今の課題ではないかと思っています。

もうちょっと具体的に言うと、補償金制度ができました、ただし、教育現場におけるあらゆる著作物の利用行為が許諾不要になったわけではない**【資料①-16】**。先ほどのページでも吹き出しで書いたように許諾が必要な事例もあり、補償金を払えば何でもできるということになったわけではないという状況からすると、今も既にJASRACのような権利の集中管理団体がありますが、そういったものが一層拡大していくことが期待されますし、さらには著作物の種類を超えた一元化みたいなのを要望していくことも必要ではないかなと思います。

教育現場ではさまざまな形で著作物を利用しますが、大学で行われるあらゆる著作物の利用行為を全部簡単にライセンスするというわけにはいかないでしょう。やっぱり程度問題がありますから、全ての利用について画一的なワンストップ処理というのは恐らく無理というか、相当困難じゃないかなと思います。そうすると、教育現場において必要であり、かつ著作権者の利益に影響の少ない利用行為を対象にして、包括的な権利処理ができるような仕組みというのをつくり上げていかないといけない。そのためには、教育関係者からすれば相手方になる権利者側との間で、これから信頼関係をつくっていかないといけない。その信頼関係をつくるためには、著作権あるいは著作物の利用に関する正しい意識や知識が必要になります。

私は思うんですが、著作権に対する理解というと、○○権とかの権利の内訳とか保護期間とか条約とか、そんな方向に行きがちですけど、そうじゃないだろうと。他人のものを使うときには持ち主に挨拶するということだけで、もう著作物の利用に関する正しい理解ではないかと思うんです。少なくとも、制限規定の中でしか使えないとか、あるいは教育現場であれは原則自由というような誤解に比べると、作った人に敬意を表する、それを行動に表すことができるようになることは一歩も二歩も前進することになるんじゃないかと思っています。

こう書いても具体的なイメージが湧かないということで、私はよく研修会で参加の皆様に、「このような利用行為について一々交渉しなければならないのが現状ですが、一定の条件のもとで、例えば補償金に若干の上乗せをしてライセンス料を払うことによっ

て個別に一件一件許諾を得たり、あるいは使用料の交渉をしたりしなくてもいいような形になれば手間が省けて便利じゃないですか」と私案を提案します。例えば、入学試験の二次利用とか、非営利・無料・無報酬の上映や演奏に伴う複製とかについては許諾が必要なわけですけども、そういったものはセットで考えて、包括的な使用料を払えばまとめてオーケーみたいにできるといいと思いませんかと。

大学関係者であれば、学会とか研究会のいろいろな発表資料に著作物を掲載することがあり、もちろん引用の規定で無断でできる場合はありますが、少なくとも35条の考え方では使えないわけですから、引用にも当てはまりにくいようなケースであれば許諾が必要だけれども、一々手続しなくても済むような方式があれば便利ではないでしょうか。それから、学会発表の際に、テーマに関連する動画を発表に伴って見せるというのも、条文を細かく読むとそのような行為は許諾が必要になるわけですが、そのようなものもまとめて包括的なライセンスがもらえるといいんじゃないでしょうか。

このような例を挙げながら著作物の利用に関するライセンスの必要性というものの意識を高めるようなお話をするように心がけていますが、なかなか、「いや、今のままでも困ってない。余計な支出が増えるのは勘弁してよ」というような反応が多いのが現状かなという気がしています。もちろんさらに35条再改正を要望するというのもなくはないですが、条約との関係を考えるとそう簡単に改正できるものではないでしょうから、そのような意識を変えて、教育現場が教育・研究活動に専念できるような円滑なライセンスシステムの構築を考えていかないといけないのかなと思っています。もっとも、教育関係者がそのように要望・提案したからといっても、それに対してすぐに権利者が応じてくれるわけではないでしょうが。

普及啓発の方向性としては、現状では、べからず集とか、どういった場合には無断で使える規定が使えるかという解説が少なくない**【資料①-17】**。私も正直言ってそういったものを執筆はしていますけども、それから変わっていかないといけない。教員自身としては制限規定はもちろん活用できる範囲でうまく使う必要があるわけですが、それ以外の方法でも円滑に利用できるような工夫に視点を向けるとか、学習者、学生に対しても作品や創作者を尊重するという意識を身につけさせるとか、その上でデジタル技術を使うという意識を持たせていく方向が必要なのかなと思っています。

ただ高等教育の場合に難しいのは、学術専門分野、例えば法学部なのか情報工学部なのか教育学部なのか芸術学部なのかによって著作権の関わる角度とか度合いというのが違いますから、高等教育共通の著作権教育のモデルみたいなのがあるのかどうか。そう

いったものを開発していかなきゃいけないというのも課題かなと思っております。

現状を変えていかないといけないポイントの一つとして、もうちょっと具体的な事例を紹介しますと**【資料①-18】**、「大学図書館とかでDVDの貸し出しはできないんですか」、あるいは「多くの教員が授業で使えるよう、テレビのドキュメンタリー番組を録画してもいいですか」とか「楽譜をコピーしてもいいですか」、こういういろんな著作物の利用に関する質問や相談があるときに、「できません」と応答する例が、結構多くの著作権相談で見られます。

そのほか初等中等教育現場ですけども、これは児童生徒がYouTubeなんかに違法投稿している事例を想定したものだと思いますが、最近改訂された文科省の「生徒指導提要」を見ると、「違法投稿については、迷わずに警察等の専門家に早急な対応を求める」と書いてあるんですね。皆さんもお聞き及びかもしれませんけども、小学校・中学校などで「学校だより」にネットで見つけたイラストを使って権利者から損害賠償請求をされたという事案が、ここ２年ほど毎月のようにどこかの県で報道されています。そういったトラブルでも、学校に警察が乗り込んできたというわけではないと思うんですね。権利者が見つけて学校に対して「無断で使うのはやめて」と言ってきたんだろうと思います。少なくとも刑事事件にはなってない。学校の行為でさえ刑事事件にはなってないのに、子供がいたずら半分にネットに何か上げてしまったのを警察に通報するというのもいかがなものかなと、私は個人的には思っています。

こういうふうな現状があるところを、やはり許諾を得られれば利用できるわけだから、簡単に得られるシステムをつくるという思考に変えていかなければなりません。もちろん、全ての利用行為を包括ライセンスの中に含めてしまうことは難しいと思いますから、いろいろなメディアに応じてユーザー側、教育関係者側が使いやすい料金体系を考えたりすることも必要です。この程度ならこのぐらいの支払いで済むとか、これだけをしたいのであればばら売りもしてもらえるとか、そのような形で手に入れることができればわざわざコピーをすることも減ってくるでしょうから、こういったことを求めていくことが重要になります。初等中等教育現場が「生徒指導提要」に書いてあるとおりのことをしているとは思いませんけれども、これからどんどん現実的な対応を考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

特に著作権教育というのは、やってはいけないとか禁止されているというように規制されていると思うのではなくて、ポジティブに考えていく**【資料①-19】**。教育活動でも、35条の範囲だけでおさまらない利用行為というのはたくさんあるはずなので、許

諾を得て使おうじゃないかという意識を持てるような方向を目指すべきではないかというのが私の意見です。

他人の作品を借りるときは挨拶する。使用料が幾らかかるかどうかというのは交渉の問題。それから、小難しい法律の規定を覚えるんじゃなくて、他人の作品を尊重する、クリエイターに敬意を表するということを身につける。こういったことこそが著作権教育の肝かなと思っています。許諾を得るというルールづくりでも、教育現場としては、権利を尊重しつつもいかに簡便に迅速に低廉に行うかということを申し入れていかないといけないだろう。相手の言い値をただ聞くだけではなくて、対等な立場でお互いの実情を聞きながら合理的なルールを話し合っていくという環境づくりがこれから必要になるのかなと思います。

最後、ちょっとおまけですけども**【資料①-20】**、補償金制度ができたといっても、大学教員からすると、自分たちが教材で使った著作物について補償金を払うばかりじゃなしに、教員自身が作成したものが他の大学、他の教員により使われる場合もあるわけです。そうした場合、もともとのオリジナルの原典の作者である大学教員には補償金を受ける権利があるわけですから、そういったものを確実に受け取れるような仕組みを大学教員自身が全体で考えていかないといけないのかな。これも新たな課題です。

こういうふうなことで、補償金制度ができたことにより権利侵害のリスクは低くはなりましたけども、完全に自由になったわけではないので、新たなステージに入ったということから、今後の著作権普及啓発について多くの方々にそれぞれの立場でいろいろ考えていただければなと思っております。予定の時間になりましたので私の話は以上とさせていただき、何かご質問があれば後ほどの討論のときに私の考えを説明したいと思います。ご清聴ありがとうございました。

〔資料①-1〕

第9回ALPSシンポジウム

著作物の利用環境整備は進んだか

これから目指したい姿についての一提案

2023年11月30日
千葉大学アカデミック・リンク・センター

福岡教育大学
大和　淳
a-yamato@fukuoka-edu.ac.jp

1

〔資料①-2〕

平成30年の著作権法改正（令和2年施行）までの経緯

例えば、教科書の記述に関連する事項の新聞記事を複製して授業で学生に配付したり、遠隔授業で隔地の学生に提示する場合

原則：
「コピー（印刷）すること」（複製権）
「そのプリントを学生に配付すること」（譲渡権）
「記事を遠隔授業で隔地にいる学生に見せること」（公衆送信権）
「ニュースサイトに掲載されているその記事を、インターネットを通じて受信して教室で見せること」（伝達権）
について、著作権者の許諾が必要

一定条件を満たした場合には…

例外①（昭和46年から）：
複製することについて著作権者の許諾を得ることが不要
（譲渡権は平成12年に新設されたが、その際、複製の例外と同様に扱う）

例外②（平成16年から）：
隔地の教室間での同時遠隔授業のために公衆送信することについて著作権者の許諾を得ることが不要

例外③（令和2年から）：
上記②以外の公衆送信についても、著作権者の許諾を得ることが不要（補償金の支払い）
インターネットを通じた伝達について著作権者の許諾を得ることが不要

2

〔資料①-3〕

改正前の著作権法第35条の読み方

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2　公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3

〔資料①-4〕

平成30年改正著作権法第35条

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3　前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

4

〔資料①-5〕

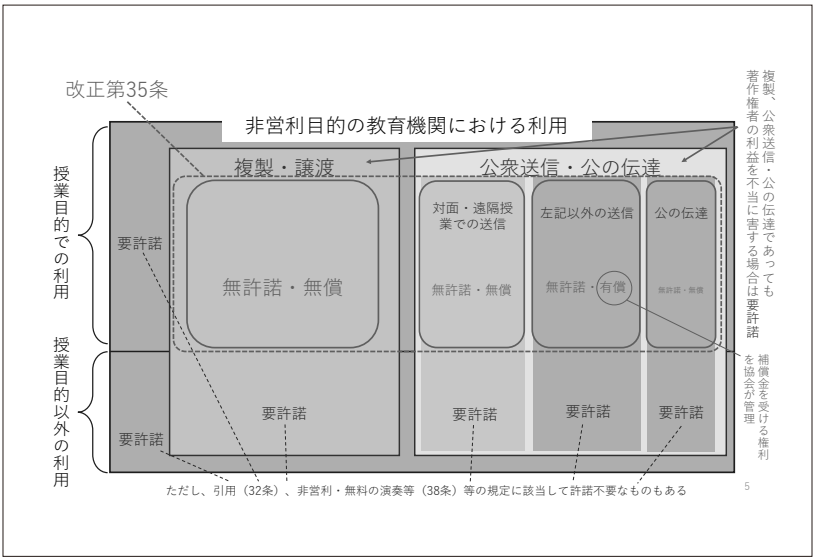
改正第35条
非営利目的の教育機関における利用
複製・譲渡
公衆送信・公の伝達
授業目的での利用
授業目的以外の利用
要許諾
無許諾・無償
対面・遠隔授業での送信
無許諾・無償
左記以外の送信
無許諾・有償
公の伝達
無許諾・無償
要許諾
要許諾
要許諾
要許諾
要許諾
複製、公衆送信・公の伝達であっても著作権者の利益を不当に害する場合は要許諾
補償金を受ける権利を協会が管理
ただし、引用（32条）、非営利・無料の演奏等（38条）等の規定に該当して許諾不要なものもある
5

〔資料①-6〕

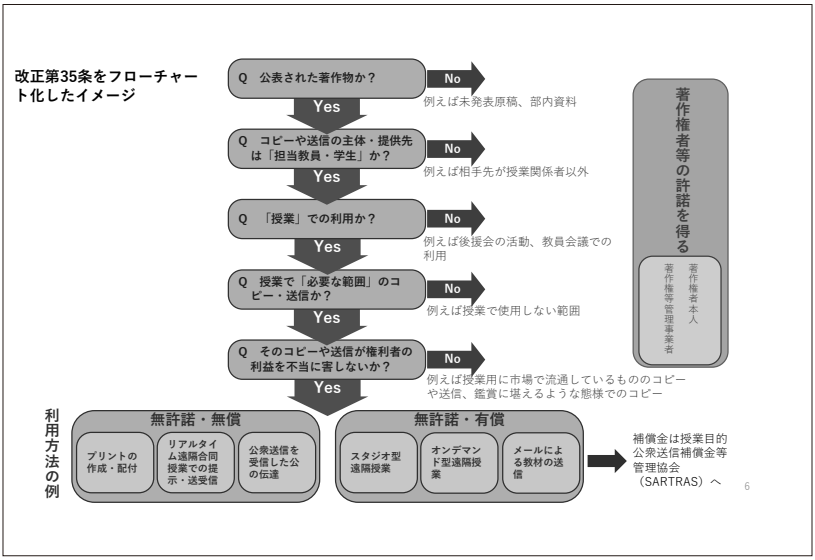
改正第35条をフローチャート化したイメージ
Q 公表された著作物か？
No
例えば未発表原稿、部内資料
Yes
Q コピーや送信の主体・提供先は「担当教員・学生」か？
No
例えば相手先が授業関係者以外
Yes
Q 「授業」での利用か？
No
例えば後援会の活動、教員会議での利用
Yes
Q 授業で「必要な範囲」のコピー・送信か？
No
例えば授業で使用しない範囲
Yes
Q そのコピーや送信が権利者の利益を不当に害しないか？
No
例えば授業用に市場で流通しているもののコピーや送信、鑑賞に堪えるような態様でのコピー
Yes
著作権者等の許諾を得る
著作権者本人
著作権等管理事業者
利用方法の例
無許諾・無償
プリントの作成・配付
リアルタイム遠隔合同授業での提示・送受信
公衆送信を受信した公の伝達
無許諾・有償
スタジオ型遠隔授業
オンデマンド型遠隔授業
メールによる教材の送信
補償金は授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）へ
6

〔資料①-7〕

https://sartras.or.jp/

7

〔資料①-8〕

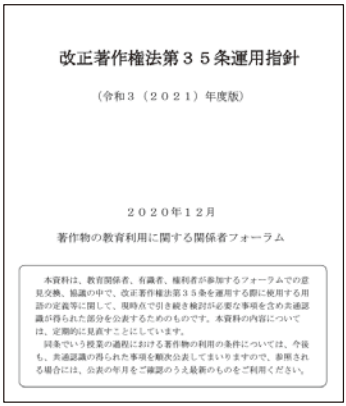

改正著作権法第３５条運用指針

（令和３（２０２１）年度版）

２０２０年１２月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第３５条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

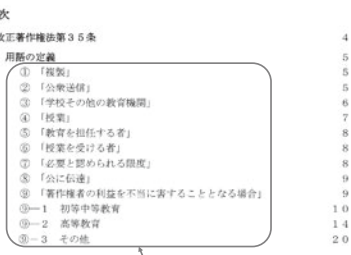

目次

■改正著作権法第３５条 4
1．用語の定義 5
① 「複製」 5
② 「公衆送信」 5
③ 「学校その他の教育機関」 6
④ 「授業」 7
⑤ 「教育を担任する者」 8
⑥ 「授業を受ける者」 8
⑦ 「必要と認められる限度」 8
⑧ 「公に伝達」 9
⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」 9
⑨－１ 初等中等教育 10
⑨－２ 高等教育 14
⑨－３ その他 20

同条のキーワードについて、規定の趣旨や想定される例などを示して解説した。

8

〔資料①-9〕

「教育現場で有効に活用したい」という声はあるが、…

権利者団体と協力して、より分かりやすい「第35条運用指針」に向けて改訂が必要

さらには「第32条運用指針」「第38条運用指針」の作成も必要

しかし、

「引用」の仕方についてどうすれば適切なのか教えてほしいという相談があるが、よくよく聞くと、「教育機関における複製」（第35条）による利用をしたいらしいことが分かることがある

9

〔資料①-10〕

今後の課題

10

〔資料①-11〕

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、これからの著作権の普及啓発の在り方について議論する予定

「著作権教育」に対する意識を変えていく必要が出てくる？
「規制」から「活用」へ

11

〔資料①-12〕

FD研修等ではこれが気になる

教育の目的であれば、 原則として無断で著作物を利用できる。ただし、著作権法の条文に引っかかると利用できない（拡張的な誤解）。

教育現場で他人の著作物 を利用する場合には、著作権の侵害にならないよう、「例外規定」で定められた範囲内で利用しなければならない（制限的な誤解）。

著作権を保護するとはどういうこと？
　オリジナリティが大切なので、他人の著作物を使わない
　著作権の存続期間（保護期間）が満了したものを使う
　権利制限規定を正しく理解し、定められた条件に従って利用する

12

〔資料①-13〕

〜〜〜っていう方法で使えますか？
そのような利用方法は制限規定（例外）の要件を満たしません
じゃあ使えないってことですね
法律

〔資料①-14〕

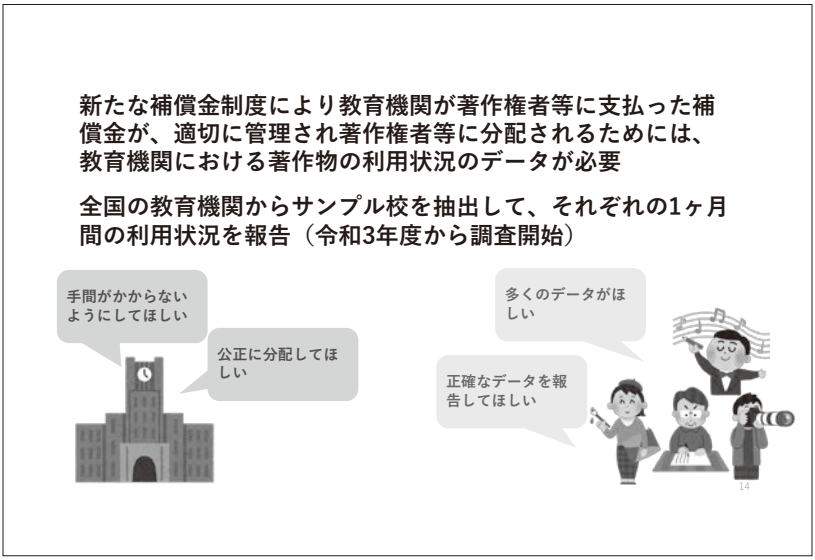
新たな補償金制度により教育機関が著作権者等に支払った補償金が、適切に管理され著作権者等に分配されるためには、教育機関における著作物の利用状況のデータが必要
全国の教育機関からサンプル校を抽出して、それぞれの1ヶ月間の利用状況を報告（令和3年度から調査開始）
手間がかからないようにしてほしい
公正に分配してほしい
多くのデータがほしい
正確なデータを報告してほしい
14

〔資料①-15〕

教育研究の内容が多様化すると同時に、メディアの活用方法も多様化している。
（法改正を要望することも考えられるが、）
「制限規定の範囲での利用に抑える」という発想を、「許諾を得て、より望ましい指導法・教材づくりができるような仕組みを考える」方向に転換し、その許諾手続きをいかに簡便・迅速・低廉なものにしていくかということが考えられるようになるとよいのではないか。

15

〔資料①-16〕

法第35条が適用されない利用行為に係る許諾契約の円滑化

「授業目的公衆送信補償金制度」ができても、教育現場におけるあらゆる利用について許諾が不要となったわけではない

著作権等の集中的管理の一層の拡大への期待（著作物の種類を越えた一元化） → **教育現場におけるすべての利用について「画一的なワンストップ処理」をするのは困難** → **教育現場において必要であり、かつ、著作権者の利益に影響の少ない利用行為を対象とした包括的な契約**

↓

契約の相手方である権利者との信頼関係構築のため、教育現場における著作物の利用に関する正しい理解の普及・定着が不可欠

16

〔資料①-17〕

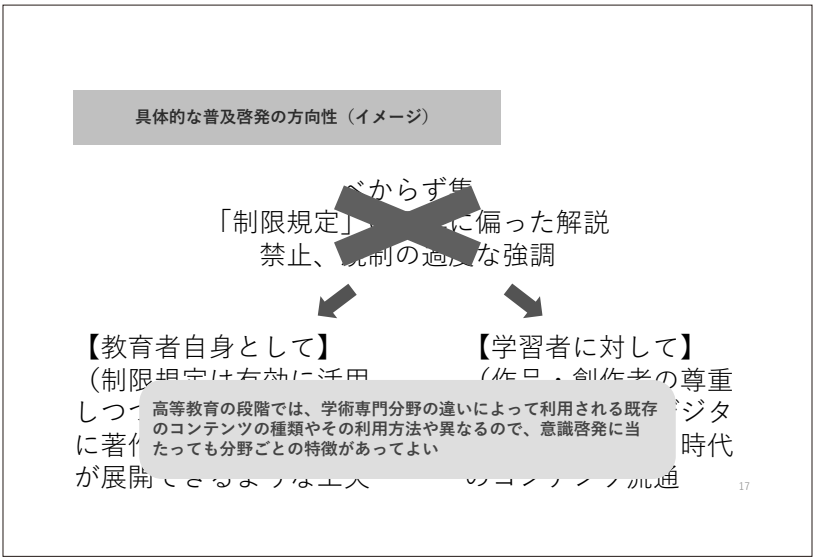
具体的な普及啓発の方向性（イメージ）
「制限規定」
禁止、
【教育者自身として】
【学習者に対して】
高等教育の段階では、学術専門分野の違いによって利用される既存のコンテンツの種類やその利用方法や異なるので、意識啓発に当たっても分野ごとの特徴があってよい
17

〔資料①-18〕

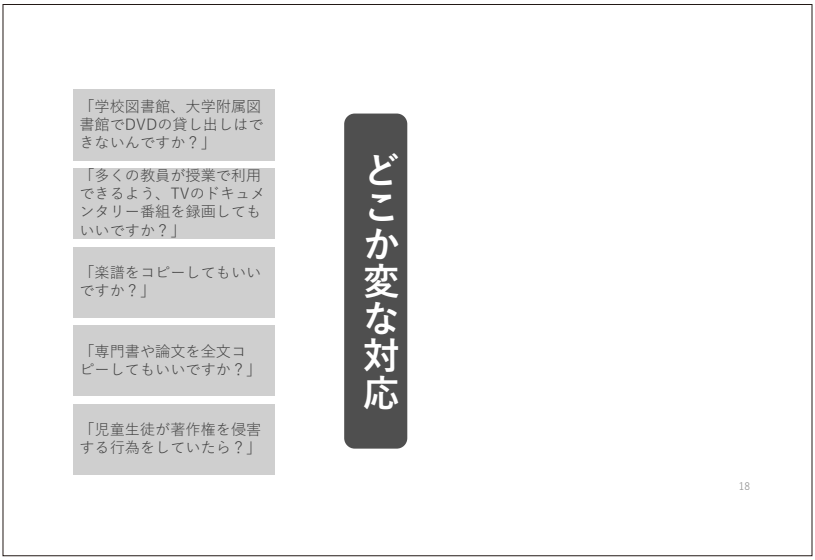
「学校図書館、大学附属図書館でDVDの貸し出しはできないんですか？」
「多くの教員が授業で利用できるよう、TVのドキュメンタリー番組を録画してもいいですか？」
「楽譜をコピーしてもいいですか？」
「専門書や論文を全文コピーしてもいいですか？」
「児童生徒が著作権を侵害する行為をしていたら？」
どこか変な対応
18

〔資料①-19〕

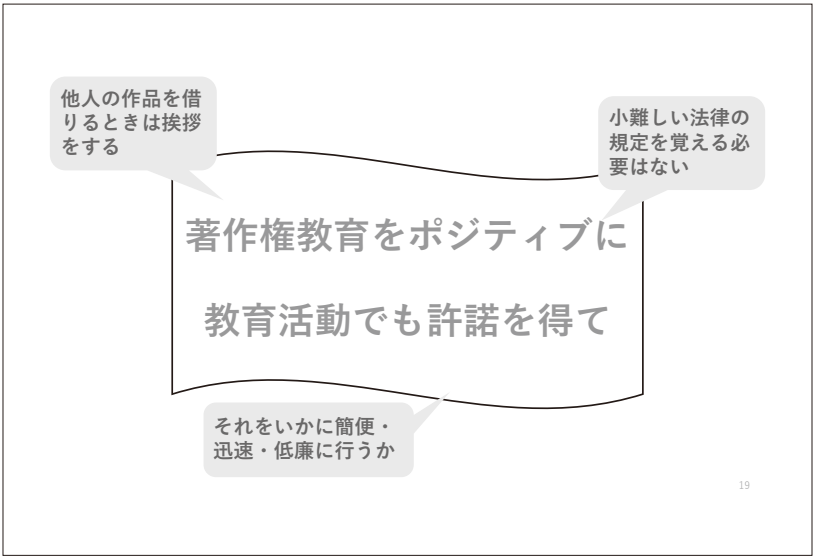
他人の作品を借りるときは挨拶をする
小難しい法律の規定を覚える必要はない
著作権教育をポジティブに
教育活動でも許諾を得て
それをいかに簡便・迅速・低廉に行うか
19

〔資料①-20〕

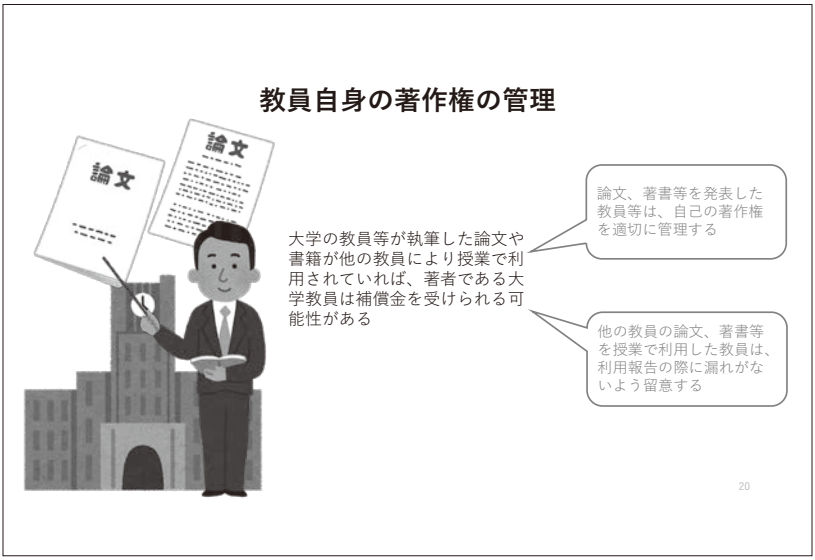
教員自身の著作権の管理
論文
論文
大学の教員等が執筆した論文や書籍が他の教員により授業で利用されていれば、著者である大学教員は補償金を受けられる可能性がある
論文、著書等を発表した教員等は、自己の著作権を適切に管理する
他の教員の論文、著書等を授業で利用した教員は、利用報告の際に漏れがないよう留意する
20

〔資料①-21〕

（本資料に掲載したイラストは、「いらすとや」又は会員制無料イラストサイトのものを利用しています。イラストのみの利用は御遠慮ください。）21

［講演２］

著作権制度の理解が「創作」を促す！

山口大学知的財産センター 特命教授、
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事
久保田　裕 氏

はじめに

コンピュータソフトウェア著作権協会の久保田です。今日は山口大学の特命教授という立場のほうが強いかと思います。協会の話をちょっとしておきますと、名前はコンピュータソフトウェア著作権協会で、ゲームソフト、ビジネスソフト、コンテンツ、アプリ等のソフトウェアを開発している会社が主要な構成メンバーです。そのため、私自身もこういったソフトやハードさらにインターネット等のインフラを理解しており、何でも話せるとの誤解があるようです。その誤解のもと教育委員会をはじめ各種機関からいろんな講演や研究会の委員として声を掛けられますが、全くもってパソコンスキルは低いですし、だめです。今日もスタートにあたり、トラブル続きで、こういう状況で学校現場の先生方がパソコンやアプリを自在に使いこなし、ICTを上手に使って子供たちとストレスなく授業をやれるかというと、かなり心配ですし、私は絶対だめですね。

ここ**【資料②-2】**に出ているように現在三つの大学で講義をしています。また、小中学校から始まって、最近は保育園、幼稚園の先生までこういった講演をやるようになっています。こういった環境の中で著作権教育、知財教育、さらには情報教育とICTの普及を睨みつつ、情報の意味や価値を理解し、正しく情報社会に参画していく態度づくりに協力しています。そういったポイントで今日はお話をしたいと思います。

1．契約の果たす役割

自己紹介で触れたように私の仕事には、何でそんなことやってるのかと疑問を持たれる肩書きもありますが、全て情報社会に参画していくときに必要な仕事だと思っており

ます。「情報社会を安全・安心に生きる！」という観点からです。さて、大和先生がおっしゃるように著作権の制度として話を進めていくと保護期間内にある他人の著作物を利用するときには、許諾をとるということが大原則です。所有権の対象になる他人のものを使うときは、鉛筆や消しゴムを借りるのだって「ちょっと貸してね」と言いますよね。そういう姿勢や立ち居振る舞いが「情報」の価値や意味を理解していく流れに繋がる。著作物等の情報はモノと異なり管理のしにくいものを価値と求め、使わせてもらおうというときに一言していくということが大原則、そこからスタートです。

言い換えると、所有権の対象になる物の場合は、「使わせてね」と言ったときにその価値がわかっているのに、とりわけ情報社会の中で情報の価値や意味が重要なんだということが言われていても、他人の情報を使うときに許諾を得る方向に行かないのは何故か。私は一番そこにこだわりたい。今後、教育の現場であったり社会の現場であったり、技術の発展も睨みながらその変化を注視したいと思っております。

そういう意味では基本的には大和先生がお話しされたことが全てでして、あとは具体的にどういうふうに実践していくのか。どのような理解を求めていくのか。**【資料②-3】**まずは、高等教育レベルでいうと現在の「法律ルール」を知ること。これも大和先生が言うように、法律家になるわけでありませんから、ルールの趣旨や原理を知ることであり、一般的なルールを知ると。

それから、「法」をつくっていくことに参加する。我々は民主主義の社会に生きていますから、法律は改正できるのですよということです（「法律ルール」を作ること）。民主的な手続を経て法律を変えていくことを意識し、社会をより良くするという発想。社会状況を把握し、選挙には必ず参加する。特に大学では、今は高校生でも18歳から参政権がありますから、自分たちにとって安全で安心な社会の中で情報社会の豊かさを享受するためにはどんな法律がいいのかというのも、しっかり考えていくことが大切かなと思っています。

そして、線を引きましたけども、大和先生がおっしゃるように「契約・ライセンス」をすること。ルールを使いこなすことというところが、全くもって残念ながら、これだけ契約社会だと言われて久しいけれども、契約の本質的意味が浸透していない。

ネット社会の到来以前は、パッケージソフトが主流で、「1 CPU 1ソフト」で、ソフト業界ではソフトを使うときには使用許諾契約を交わし、シュリンクラップ契約なんていってパッケージをあけると契約が成立しますよと。それは民法学者からは、申し込みと承諾があって、それで合致するというのはちょっと難しいのではないかという時代で

した。今ならネット上で申し込みに対し、承諾の意思表示として、クリックすれば契約は成立するでしょう。外資系の長い利用許諾内容を読み、その内容に同意するかしないかというところで契約は成立するのでしょうね。

ただし、これはすごく難しい問題で、著作権法の世界だけ見ているとそれで済むかもしれないけれど、著作物である情報を使うときには、そこにそのほかの知的財産が含まれており、いろんな価値判断があるわけです。もしかすると個人情報保護法にかかわる場合もあるでしょうし、肖像権やそのほかの人権にかかわる問題もありますよね。そういった情報を使うときに契約・ライセンスをすることの意味は非常に重要になってきて、情報化社会に参画していくことになってくる。その辺のことも踏まえた上で契約をしていく。

昨日、大学法学部で授業をしてきましたが、多くの学生は、利用許諾を読まずに契約しています。とんでもないです。裁判管轄が米国イリノイ州ですよ。そして、何かあったら訴えに来いと書いてあるのですよ。私の協会は大手外資系ソフト会社が参加していますが、そんなむちゃくちゃ言うなよと。だから、著作権法と使用許諾契約の関係はストレートじゃない。ソフトウェアやデジタルコンテンツは情報の塊で球体のようなイメージです。その多様な価値を持った情報を、ソフトウェア、コンテンツという形で使うので、著作権法だけの世界からだけ見ているとなかなか難しい。

そういうことも踏まえて契約をする。例えば大和先生がおっしゃったように「こういうふうに使いたいからこうしてくれない？　それも幾らでね」というのはどちらもフェアですから、ユーザーから申し込みをして、権利者が承諾すれば契約が成立するので、ここはやってみる価値があります。かえってパッケージ化されて、この契約内容でしか使えないことになってくると、著作物が多様で専門的な大学の高等教育では教員、学生さんには使いづらい。授業の現場以外私的使用ができる場合もある。授業に限定した範囲では「授業の中だからこれだよね」って、それはもう限界があります。情報の価値や意味という点で、我々はそれぞれ主観的な判断で著作権法や個人情報保護法というルールにはめ込んで表現をするのはとても難しいと思います。

「闇米を食わないで死んだ裁判官」になっちゃだめなのです。簡単に言うと、教育の現場では萎縮せずに躊躇なく著作物を利用する。そういう意味では著作権の世界は美しくて、権利者もユーザーもそういう創造的な情報社会の中で使われる価値のあるものについての敬意があれば、美しい誤解も大事なのです。もう一点、我々は日本の文化の中で教育をしているということ。

グローバルな視点から文化の違いとして問題となる幼児ポルノの問題を含めてもそうですよね。今年は３月に『Winny』の映画もありました。何秒か、多分これ僕だろうなという場面がありましたけど、著作物という情報に関する文化的評価もそれぞれ国で微妙に異なる。そういう意味ではグローバルな視点も大切であるけれど、やっぱりここは日本という文化の中で、法は属地主義であり、法治国家でもありますので、当然ですが、日本の著作権法で考える。

日本人だけあまり厳格な解釈のもと真面目にやっていると、海外では非常におおらか判断のもとに、自分たちがいずれもうかるようにライセンスをしたり、知的財産の制度を変えられると、日本の首をしめてしまう。ヨーロッパもそうですよね。結局日本人が真面目すぎてがちがちの法律の中で、裁判所に持っていかなければわからないような案件について頭を痛め対立構造をつくっている。こんなばかばかしいことはないです。結局、相対的に海外を利することにならないか。逆に、ヨーロッパやアメリカが日本の情報にちゃんと著作権使用料を払ってくれるかといったら、払ってくれませんよ。

海外での、侵害対策の経験ですが、イタリアにも行きましたし、ヨーロッパ、アメリカでも調査しました。中国では上海に事務局をつくって日本の著作物を守ろうと活動しましたが、日本のように真面目にやっていませんからね。イタリアだってフランスだって文化立国文化大国と言ったって、イタリアでは日本のゲームソフトもアニメも音楽CDもコピー商品が横行していました。著作権法に対する国民の民度や姿勢は、どこの先進国もあまり変わらないと思います。

2．情報の価値や意味について学ぶこと

ただ、大学などの高等教育機関では、情報社会にあって情報の価値や意味について創作・創造教育には積極的に対応している。クリエイティビティ、情報を生み出すということの価値についてはしっかり教えています。これは日本も明治以来、日本の海外からの付加価値の高い情報を取り入れるときは、インテリがしっかり海外で勉強、研究してきて、それを咀嚼して教育現場に落としていた。今は、ネット上に何の情報でもありますから、そういう意味で情報の価値や意味を理解し、伝える役割はすごく弱っている。

初等教育でも高等教育でも一番言いたいのは、情報社会で生きていくための真の学力とは何か。ICTを使って日本の教育の質を上げようといったときに、こんなことをやっていて、本当に学力が上がり、質が高まりますかと。ちょっと前まで、著作権法が足か

せになってICT授業が進まないと言われていた。法改正があり、補償金によって相当幅広く著作物が授業の中で使えるようになった。それを超えて著作物を使いたいときに、さらに簡素に低廉に使おうというのはいかがでしょうか。そんなに先生が使いたい価値のある情報だったら許諾をとってくださいというのが私の立場です。ソフトウェア業界やコンテンツ業界はそういう価値判断とビジネスのバランスを考え、使用許諾契約の改定を工夫しながらユーザーに対応してきましたし、PCゲームソフトやオンラインゲームは世界を席巻しました。

ところがインターネットの発展により著作権に対する認識が下がり、いつでもどこでも使えるようになると、ゲームソフトも後塵を拝してきた。漫画村事件はご存じだと思いますが、アニメ、ゲームソフト業界は日々違法行為と闘っています。それでも海外ではめちゃめちゃコピーされているわけです。経済のことを考えても、日本のソフトやコンテンツが外貨をどれだけ獲得してくるかということと著作権思想の普及とは強い関連がある。ユーチューバー、Vチューバー等今の若者たちはそれでビジネスをしていこうと思っています。

我々が子供のころ、漫画家、小説家や歌手、俳優などの実演家になりたいと言うと、親はちゃんと勉強して普通の会社に入ってくれよというような時代でしたけど、今は違いますよね。大和先生のお話をカバーすると、クリエイティビティの高い子供たちをつくっていくというのが僕らの使命なんだと。

「皆さん、好きな著作物はありますか」と教員の研修会では必ず聞きます。好きな著作物がない先生は著作権の本質を理解するのは難しい。しかしながら**【資料②-2】**、著作権もしくは著作権法の趣旨や精神を理解するのは、法律家になるのではないので、大和先生が言うように細かい条文を覚える必要は全くない。好きな著作物がない先生が教壇に立ったら困るんですよ。「人の情報をいつも何か簡単に使えるな」という先生は困るのです。著作物が生み出される著作者の苦労や表現の豊かさやその価値が分からないと著作権法の制度がなぜこのように規定されているかが理解できないと思う。例えば映画を見に行く。小説を読む。今、国立西洋美術館ではキュビスム展をやっていますよね。映画も山田（洋次）さんの作品、多分最後の映画になるんじゃないでしょうか。吉永小百合が主演の『こんにちは、母さん』、いいですよ。

そういう著作物の情報に触れる事が大事。今回のテーマはテキストデータが中心で、出版物を念頭に議論が想定されていますが、「著作物の９つの例示列挙」、皆さん言えますか。なお、アナログ、デジタルを問わず、思想感情を創作的に表現しているものは全

て著作物ですよ。そして著作権法の目的は文化に貢献すること。素敵だと思いませんか。そう文化の問題なのです。特許のように産業に貢献するという目的との違いは同じ知的財産の仲間といってもその法的性質は全く異なります。産業は文明と深く関わりますよね。文明には経済の視点から見ると、レヴィ=ストロースがいうように、文化には高低や貴賤がないのですよね。そこに創作やクリエイティビティが出てくるので、ある意味、今だけ金だけ自分だけみたいな、経済からのアプローチはアウトです。そういう観点も「情報」の意味や価値を知るために著作権、著作権法がわかる教育を進める意義がある。

私は「大村はま記念国語教育の会」の会員ですが、大村はまは国語教師の神様として国語の教員は誰でも知っているはずです。苅谷夏子さんが理事長で国語教育の実践、研究をしています。社会教育学者の苅谷剛彦先生の奥さんでもあります。実は、中学の同級生なのです。国語教育が情報教育の中で表現教育としていかに大事かというのは、9つの例示列挙を考えてもやっぱり言語の著作物のクリエイティビティというのがほかの表現を引っ張っていくし、思索（考える）との関連も重要だと思っています。

ポケトークなどのアプリの発達が英語教育との関係をどう考えるのかという問題もあります。そういう観点から著作権法を考える。どちらかというと著作権法から情報教育で、情報の意義や価値がわかればおのずと著作権制度がどうあるべきかというのがわかってくる。今回、このテーマで竹内先生に呼んでいただいてよかったのは、私の所属する団体ACCSはソフトウェアやアプリ、コンテンツは著作物の塊で、プログラムの著作物を中心にたくさんの他者の著作物、データを利用させていただいて製作されるソフトプロダクツの権利保護団体なので、JASRAC、レコード協会、日本文藝家協会、日本書籍出版協会とは違って、ユーザーであり権利者なのですよ。

この性格はすごく難しくて、権利者対ユーザーという構造じゃないのです。たくさんの著作物を編集著作物やデータベースのように利用し、プログラムを中心にデジタルデータであるたくさんの著作物をコントロールしながら授業を進めていく環境に対し、我々の協会はどのように対応していくのか。どんな形があるべき形なのか。結論から言うと、やっぱりそこはライセンスなのですね。

特にハンディキャップのある児童、生徒の支援学校では、特別な拡大図書とかいろんな使い方について、もちろんほかの制限規定とかぶる部分もありますが、そういう子供に的確な、例えばディスレクシアとか識字障害等もカバーしたような契約の中で著作物を使うことによって、個別具体的な対応によって彼らに与えられた能力を最大限に発揮

する。そうしたら契約になっていくと思いませんか。

個別の対応、それぞれが著作物の利用というのは、主観的な価値観によって違いますから、そういう中で最適解というと、大和先生がおっしゃったようにパッケージ包括契約を結んでいくという手もありますが、基本的にはその子に合った形で契約をして利用を進めていくと。このときに多分、権利者は「嫌だ」と言わないですよ、特にハンディキャップのある人たちに対してはね。マラケシュ条約とか、識字障害に対して、来年度からは電子出版をするときにちゃんとアクセシビリティーが高まってないと、法律上の義務違反になる。電子出版もハンディキャップのある人々にアクセシビリティーが高い、認識ができるような形で提供しろという。その条約、日本も批准していますから、どんどんそういう形になっていったときに、デジタル技術は個別の対応を可能にします。

教育の現場とりわけで初等教育では、当時、著作権課長の岡本薫さんと一緒に全国を回って講演をしたのですが、初等教育・中等教育では人格権がすごく大事ということで意見が一致しました。財産権の話を中心にしても児童たちにはピンとこない。大陸法的な流れにある日本の著作権法は人格権を重んじています。氏名表示権や公表権や同一性保持権についてポンと頭に浮かんでくる人もいると思いますが、法律のことを知らなくても自分が創作的に表現したものを改変されない（というのは）、情報の信憑性からいっても当たり前ですよね。フェイクニュースや意図的な改変に対して著作権を知ることで、自分の著作物を意に反して改変されないって最も大事です。だから「あなたの個性でしょ、あなたの人格でしょ、あなたの人権でしょ」と教えられるわけです。当時、そんな捉え方している私に、岡本さんが「それ、初等教育でこそいいよ」と。モラルに近い部分はありますよね。ただし法教育の観点からはモラルとルールは全然違います。

さらに、刑事上の違法と民事上の違法というのは全然違いますよね。それが世の中では一緒くたになっています。映画館で必ず観させられる映画泥棒の公共広告ですが、あんな態様で複製し公衆送信をするような、もしくは映画を切り取ってアップロードする人は日本にはいないと思います。中国とかベトナムに行くとそういうものがたくさんありますが、日本人の情報、画像の質に対する感覚からいったら、誰も画像の悪いコピーを鑑賞する人はいないのではないかと思っていました。何であんな法律をつくったのだろうかと。少なくとも当時は立法事実がなかった。私は当時審議会の委員でしたが、法律をつくった以上、一生懸命推進した権利者団体はちゃんと摘発すべきと思っています（ただ近年、アニメ映画の盗撮映像がアップロードされているとの発表が権利者からあ

り、この法律を駆使すべき状態になってきています)。

著作権法改正については我々の情報リテラシーが常に問われますよ、という感覚。そういう意味では、高等教育機関では日々たくさんの価値のある情報をどうやってチョイスし、それを自分の中で醸成させアウトプットして新しい創作や二次創作をしていくかというところがこれから最も大事な教育になっていく。新しい学力観にもつながる。選択されていく価値のある情報についてはぜいたくしなきゃだめです。

そこで、授業目的公衆送信補償金制度が作られたわけです。

3. 先生がたに知って欲しいこと

私はこの制度が作られて本当によかったなと思うのは、学校現場を講演して回った経験から、真面目な先生ほど著作権侵害になるのではと苦しむのですね。私もそうでした。実はこの仕事をする前には出版社で政治経済誌の編集をしていたのですが、多少著作権法の知識があると、無知な編集長とけんかになる。「これ無理ですよ、使えませんよ。ちゃんと許諾とりましょうよ」と意見しても、出版界の常識、慣行ではOKと。「いや、そんなもの、新聞記事を読めても、こういう写真の撮り方すれば問題なし」みたいな。

雑誌づくりなど情報、著作物を扱っている業種の人自身が情報の価値や意味を自ら減衰させている場面を見てきた。ソフトウェア業界も含め、反省としては権利者団体側に属している人たちや構成メンバーがどのぐらい著作権を知っているか。実は法務部や知的財産を扱う部門の人しか知らないのです。かつて、出版社とのやり取りですが、ACCSはゲーム業界を抱えているので、ゲームの中で使われる既に浮世絵やキャラクターなど著作権の切れたものに対し、版面権を主張され、「それ使っちゃだめ」という出版社も多くありました。徹底的にやりあいました。「そのまま主張して対価を得たら恐喝になりますよ」と。だって実際、版面権なんて権利はありません。「そんな存在しない権利を盾に使用料を払えと言ったら恐喝です」と。攻める側の権利者も勉強不足だし、受けるほうの学校、教育側も大和先生が言ったように知識とバランス感覚がないと対応できないですね。権利者側が間違っている場合もありますから。だからそこを十分に、使いたいユーザーである学校側は交渉するためにはある程度著作権制度を知る必要がある。具体的に、こういうふうに使いたいという条件を明示しないと足元を見られますよね。権利者側にとってはお商売ですから。

私は、視覚障害者団体の全国視覚障害者情報提供施設協会理事ですが、マルチメディアDAISY（デイジー）の普及、サピエ図書館のことで図書館関係の皆さんと協働しています。情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など同じ方向を向いていると思いますが、読書バリアフリー法やそのあたりの条約とか法制度の進捗もあり、デジタル技術として使ったらチャリンという対価が得られる形に進んでいるのではないでしょうか。

パソコンソフトウェアメーカーは歴史的にほぼパッケージソフトからスタートしています。現在はネットワークで配信し、クラウド上にソフトウェアがある。これは著作権法では、著作物であるソフト（プログラム）がクラウド上にあり、ユーザー端末のほうには著作物は送信されないので、公衆送信権が及ばない。データを入力し、アウトプットされたデータだけが送信され戻ってくるので、クラウド上にあるソフトウェアは、クラウド上で複製があります。また、端末側からアップロードする時に公衆送信、複製があります。ユーザーの行為として、一々そのアウトプットされた情報を使うときに公衆送信権の対象とはなりません。そこで、ソフト業界は公衆送信権が及ばない利用に対し、契約で縛っていくことになります。これは独禁法や消費者保護法の問題があってそう簡単にはいきません。利用内容の条件にはバランスが問われます。

次に「司法制度」を活用することや「国際的な問題」に対応することと同時に、やっぱり現場の先生には押さえてほしいのはモラルとルールの違いですね**【資料②-3】**。限界事例は非常に難しいですが、ルールを破るとペナルティがあり、モラルに従わないと顰蹙をかうが罰はありません。ボトムアップなので、他者に押しつけない。モラルというのはこうあるべきだといった道理、道徳ですから。モラルとルールは違いを意識する。モラルはボトムアップで醸成していくので、情報モラルの授業というのはどうしても情報の意味や価値がわからないと意識の向上は図れない。文化と産業の違いも理解が進まないと分かりあえない。

DXは**【資料②-4】**、SDGsよりは概念がしっかりしています。DXの定義は「世の中の仕組みとしての情報システムを、最新の情報技術を活用し、全ての人々がよりよい生活ができるように改革していくこと」。全ての人々がよりよい生活ができるように社会を変革していくこと。そういう考えで、教育現場に情報を提供するときにどういうシステムがいいのか。

「最近の情報技術というのは、情報の伝達・蓄積・処理をきわめて高速に、きわめて正確に、低い限界コストで実行していくことを可能にする」。これは経済産業省の定義

です。経済産業省が低い限界コストでと言いますが、間違っていませんか。自分たちが生み出したシステムやアプリ、コンテンツや情報は高い値段で買ってもらいたいわけです。何か、この辺に海外の情報を安く使いたいという、昔、富国強兵で列強にキャッチアップしようとした時代と同じような価値判断が見え隠れします。低い限界コストで提供することではなく、価値の高い情報は高い値段で売らなければなりません。

一番大事な視点は「法」「電子技術」「教育」の三点のバランスです。**【資料②-5】**、我々は設立当初から、管理のしにくいデジタル情報（著作物等）は著作権法や個人情報保護法などの法令の整備や運用ということと、技術的保護、流通手段の開発が重要であると。しかし技術の開発推進は気をつけないといけない。技術万能に走ると、結局技術を持っている人たちが全部、天下を取ってしまうことになります。例えば、web2.0の出現した時「久保田さん、これで日本の政治は変わるよ」とよく言われました。情報技術を獲得した市民が政治を変えるのだと。それは絶対うそ。情報技術を利用し、力を持つのは結局為政者や権力者なのです。昔から情報を押さえコントロールするのは権力者なのです。それは確かに「アラブの春」みたいなことがあって、いっときは民主的な風が吹くようだけど、いま見てください。トランプの情報戦略など圧倒的に弊害が生じている。情報社会の進展は経済においても、たった１％の高等市民が残り99％の市民より世界の経済を仕切っている。全部情報化と関係あります。

三つ目の「教育」が最も大切と考えACCSは積極的に著作権教育や情報教育に力を入れてきました。日本は、経済上の地位も下がっていますけど、どう対策するか、教育をどのように位置づけるかを考えなければいけない。教育・啓発の中でどこを改善し、どうやってカバーしていくのか。「情報社会の安全・安心を考えるとき」に著作権法は入り口です。経済活性化としての情報材。文化としての著作権法。社会情報法を学ぶときには、著作権法は入り口だと考えています。ようやく今日のテーマに入りますが、資料を読めばわかるようにしっかり作りました。**【資料②-6】**をぱっと見てください。テーマを五つに分けました。

この制度の趣旨は大和先生の講演で説明されましたが、いかに整備され、実行されているか。契約や申し込みは約80％の学校が参加しており、その金額は48億7,000万円。

SARTRASとの契約はどんどん進んでいる。分配の方法や金額はいろいろ難しい問題が課題としてありますが、この制度が実施された一番のメリットは授業で著作物を利用する時に一般論として侵害を意識して利用を躊躇しなくて済むことです。先生たちがICT授業を実践する時、「ああ、ちょっともしかしたら」、そういうグレーな利用をした

場合でも損害賠償や刑事罰等の不利益を受けない。この精神的なプレッシャーから解放されたことです。悪意を持ってよっぽどのことをしない限り、もう刑事事件には絶対なりません。塾とかそういうところは別ですよ。この制度から過失があって著作権法違反となっても情状酌量の余地はあります（児童・生徒・学生に知識や学問を伝達する仕事を司る先生方が違法行為をしているかもしれないと、疑心暗鬼になっている状態は最悪です）。

ですから、ネット上の有用な著作物を積極的に利用し、どんどん授業を展開してほしい。著作権やこれらの制度を正しく理解し、萎縮せず、積極的な利用を促進することを願う。対価を補償金として支払っているのだから。まずこれを活用してくださいと。前述した美しい誤解の世界が文化とか教育の世界なので、教育現場で生じる著作権問題はそもそも裁判所にも持っていかないし。別に学校を訴えたりはしませんから。

ただ、最近の事例として、学校のHPやWEB等において、すなわち授業対応ではない利用においてですが、ネット系に強い弁護士さんたちが著作権侵害、侮辱、名誉棄損等の事例を探し被害者に法的手段への協力を求めて学校を訴えている。これで訴えませんかと、それをビジネスにしている法律家も増えています。学校が信用第一ですから立場が弱い。いい悪いじゃないです。確かに形式的には著作権侵害をしていますから。授業目的公衆送信補償金制度はあくまで授業における利用というのがポイント。学校現場では、「いや、フリー素材と書いてあったから使いました」って。その点、著作権法というのは怖い法律で、故意・過失がなくても差し止めされるし、過失があれば損害賠償の請求も受ける。故意がなければ刑事事件にはなりませんが、損害賠償事例は増えています。

ネット社会はとても不寛容な世界ですから。メディアとして意味のある情報の受発信以外は、とりわけSNSはできるだけ使わないほうがいいと学生に教えています。SNSでは安易に自分や友人の写真を撮って配信し、トラブル急増です。その映像をどのように改変されてネットにアップされるか。動画で何されるかわかりませんよ。ChatGPTについての話は時間もないのでしませんけれども。なぜICT授業が進まないか。本当にこんなシステムを使いこなせますか。そしてその効果はいかに？

私も大学の教員もしていますが、残念ながら講義の現場では自分のパソコンを立ち上げない、もしくは使えない。さらにもう教科書すら買いません。法学部生ですら『六法全書』を持ってないんですよ。下手すれば、六法を言えといって言えませんから。そういう学生に複雑で機能バリバリのICT授業は機能するのかな。コロナ禍後、集中力が落

ち、オンラインで放送大学のような講義が続いたこともあり、ほとんど発言しません。もちろん千葉大学をはじめトップ大学は違うと思いますけども。中間から下のほうの大学というのはそんな状況です。ICT教育を受けた、小学生・中学生でやってきた児童が上がってくれば変わるかもしれませんが、今は変わりません。携帯を使えてもパソコンは使えないですから。

山口大学は学生全員に知財教育をします。これ（『これからの知財入門』）は日経BPから出ていますけど、医学部から教育学部から人文学部まで全部この教科書で授業をやります。この知財講義の中で著作権法には相当ページを割いています。なぜならば学生自身が著作者であり、日々著作物を通じ学ぶからです。特許や商標よりまず一番身近だからです。著作権ビジネスの進展も大きい理由です。情報産業との関連で、ソフトウェアは特許と著作権が重畳的に保護されますし、またその外縁に不正競争防止法。こういう知識を背景に、自分の情報（著作物や特許物等）に対してどのような契約（ライセンス）をしていくか。グローバルな世界的ビジネスになるか。医学部や教育学部まですべての学部で知財授業が行われます。特に医学部では特許を出願し、医療機器をつくったりする。山口大はそれを特許化している。ここ10年ぐらいですかね、そういう流れで知財センターは積極的に活動していますので、ぜひ一緒にやっていきたいなと思います。

四つ目が**【資料②-6】**、私立中高一貫校での取り組みです。公立ではありません。日本の学校を見ていると公立と私立の著作権教育、情報教育の在り方が大きく違ってきている。と、教育の格差の問題が生じていて嫌だなと思います。私自身も４人の子供を育てましたが、３番目の次男は知的障害があって支援学校に行っており、他の３人は私学にも公立も行っていたので教育現場を幅広く見てきました。著作物を生み出し、演じたり表現、演奏したりという情操教育はお金がかかります。そういう著作権や著作隣接権と深く関わる豊かな情報教育を受けられないということから社会に出た後の格差についてはとても危惧します。現在、茨城県にある茗溪学園と北鎌倉女子学園で知財、情報教育アドバイザーをしています。著作権教育を入り口にして情報教育に繋げていますが、いじめ問題も含めネットの安全・安心をいかに確保するかという実践に取り組んでいます。「著作権教育から情報教育へ！」。著作権は情報教育の要ですよというメッセージを強力に出しています。

最後の五番目です。これは特別支援学校などユーザーの環境や特性により著作物を利用する側が多様なニーズを持っていますので、どうやって制度とマッチングさせていく

か。2019年に制定された読書バリアフリー法の精神のもと「情報共有社会の実現」に向けてアクセシブルな資料（著作物等）の提供するために何ができるか。マルチメディアDAISY普及はアクセシビリティーのところから検討していまして、先日SARTRASの共通目的事業に、企画案の申請書を提出しました。教育現場においてどうやったら視覚、聴覚等ハンディキャップのある人たちが学習機会を得て、著作物などの情報が使いやすくなるかという研究の申請です。

4．おわりに

あと五分なので最後。著作権法――実は、当協会の名前を「コンピュータソフトウェア著作権協会」と付けるときに指導してくれたのは大和先生です。鈴木（修二）さんは著作権法の普及を一緒にやった仲間ですけども、とにかくこの著作権法１条が美しい**【資料②-10】**。これは何度も読んでほしい。法の目的は「文化の発展に寄与する」んですよ。今だけ金だけ自分だけの経済だけじゃないですよ。私は経済産業省の団体で仕事をしていましたが、文化庁・文部省のもとでこの運動をやれてよかった。今ようやくそういうことが言えるようになった。

特にビジネスソフト、ゲームソフト等非常に強く経済と結びついていることから、経済的なアプローチもあり、多くの人が経済産業省の傘下にいたほうがいいんじゃないか、何でわざわざ文化庁のもとで団体を設立するのかとさんざん言われましたけども、「文化」や「教育」を念頭に置くと本当に設立してよかったと思っています。親方は文部省ですしね、だけど本当は文化省、文部庁だと思いますけどね。

ACCS設立当初から加戸守行先生にもずっと協会の理事もやっていただき著作権法について本当に勉強させてもらいました。海外も含め、著作権の仕事をしていて思うのは日本人ぐらい遵法精神の高い民族はいない。悪いと認識すれば真面目に取り組みます。ハード立国として世界を席巻して緻密ですばらしいハードをつくり上げる能力も文化もある。ソフトのほうは苦手なんですね。この発想からがハード対ソフトになったときに文化庁の審議会ではでさんざん苦労しましたけど、ハードメーカーの強いこと。富士通１円事件がいい例ですが、ソフトウェア開発をしている優秀なプログラマー、システムエンジニア等は寝ないでつくっています。ハードに対して１円ですから。労苦して創作的創造的行為の結果である作品やプロダクツを保護する著作権を軽視する社会を変えていきたい。パソコンを盗んでこないでしょ。なんでソフトやコンテンツは対価を払わ

ず、利用したいと考えるのか。インターネット利用にはプロバイダーにアクセス料を払うでしょ。何で情報である著作物には金を払えないのでしょう。情報の価値や著作物の価値をないがしろにしてきた結果、特許的アプローチすなわちハード立国で来たために、いま経済は苦しくなってしまった。レクサスのような高級車ですが、人工知能を積んで自動運転になっていくとその主たる価値は、もう自動車はハードではないかもしれない。ソフトです。そういう時代だからこそ、本当に著作権教育の中で情報の意味や価値がわかり、それを生み出す側に回る次の世代をどうやってつくっていくか。創作・創造を尊ぶ著作権法の精神が一番教育の要だと。この１条の中で十分バランスをとっていく、そして契約がそれをサポートする。

もちろんこの補償金制度ができたことは、快挙です。どんどん活用してください。特にこれから情報ですべてデジタルコンテンツ化されていくと、もしかすると残っていくのは人格権だけかもしれませんね**【資料②-11】**。そういう意味では我々の業界はブロックチェーンの技術を使用し、改変ができない、使ったらそれを追跡できる技術を利用し、情報に対して対価を払うシステムを構築していく。これも自らインフラ構築しその権限を押さえないとシステム提供者に価格もふくめ最終的には情報を全部持っていかれてしまいます。

【資料②-12】のことは、質問ですけど、「９つの例示列挙」言えますか。言える人。――著作権保護の対象で著作権の授業で一番困るのは、著作物というと、学生は頭の中に映像と音楽ぐらいしかは浮かばないことです。本を読まないのでテキストに行かないです。残念ながら本当に本を読まない。これはさっきの国語教育、日本語教育のところで大きな問題だと思います。

そういう点ではクリエイティビティがどんどん下がっています。言葉、言語が通じず、話している内容がきちんと伝わらない。「やべえ」「わかりません」とかそんな言葉しか返ってこないから。もっとちゃんと具体的な言葉で説明してよ。文章を書かせればすぐわかります。漢字が書けない。記号論や意味論から情報の勉強をしていると、「漢字」が書ける、意味を表している「表意文字」としての漢字を持つ国民は、どのぐらい思考や思索をショートカットしているかという、そういう概念も含めて教えています。

【資料②-13～25】は全部読めば分かるようにつくりました。山口大学の資料**【資料②-26～31】**を見てください。ぜひ一緒にやりましょう。現在、知財センター長をやってるのは小川（明子）さんといって、著作権法を中心に追及権の研究をずっと一生懸命やっている先生で、とても熱心です。我々はいつでも皆さんと協働していきますので。

授業展開はこんな形**【資料②-30】**で、私は「市民生活と著作権法」「情報社会と著作権法」みたいな授業をやっています。

この資料で一番好きな図ですが、**【資料②-33】**、審議会で検討される事案は概ねビジネス、産業、商業活用が中心になります。私は著作権思想普及こそ命と考え、教育のことをずっと審議会で言い続けてきました。市民の創作活動が文化の土台ですし、一番重要です。大学や高等教育機関だけなく、すべての教育機関や市民活動が市民の創作活動にものすごい大きな影響を与えている。故紋谷（暢男）先生に「著作権法の文化に貢献するという、文化って何ですか」と聞いたときに「生活の総体だ」と言われました。知的財産法の世界において中山（信弘）先生と双璧ですが、卓見です。紋谷先生のこの言葉は我々の生活そのものという意味では、それに貢献する法律ですから。市民の生活や大学での知財教育の重要性は、この図を見れば一目瞭然。

故松本零士先生、ずっとうちの理事をやってくれました**【資料②-34】**。「創作は体験に根ざす」と言っています。思想や感情はリアルな僕らの生命情報から生まれます。そのエネルギーをもとに創作が行われるから、生活体験やそれを感じる感性がいかに大切か。「身体性」対面、体験が大事かとか、メディア体験も含めて自分が直接体験するところからクリエイティビティが出てくるんだと常に言っておられました。これは私が一番信望している情報学者の西垣（通）先生ともつながります。

ACCSでは**【資料②-35～40】**著作権教育を支える親学として基礎情報学を研究しています。今日二冊ほど持ってきました。もし興味があったらどうぞ。もうこの本（『AI×クリエイティビティ』）は出版物としては絶版になっております。京都芸術大学が電子出版で復活させてくれましたが、ただ値段は上がっちゃいました。著作物という情報の価値を超えて、その意味や価値を考える契機になります。著作権法で使いたいといった情報は、実は著作権法の保護の対象である二つの人格権と財産権だけではなく、もっと奥行きのある意味や価値をもった情報の場合もある。ですから情報にかかるほかの法律にもかかってきます。というようなことで、著作権法からの理由ではなく、他の事情で許諾が出ない場合もあるというのも知っておいてください。

最後になりますが、ビジネス著作権検定**【資料②-41】**の座長を二十年近くやっておりますが、著作権法の基礎知識がどの程度あるかを理解することができます。是非、チャレンジして、自分がどのぐらい著作権法の基礎知識を持っているかを判断してください。短い時間、拙い話で恐縮でした。今日は資料も持ってきましたのでぜひ見てください**【資料②-42】**。ありがとうございました。

〔資料②-1〕

ACCS
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

「著作物の利用環境整備は進んだか」

～授業目的公衆送信補償金制度から3年を経て教育現場から見える課題～
・著作権制度の理解が「創作」を促す！

2023年11月30日
於：千葉大学アカデミック・リンク・センター
山口大学特命教授　久保田　裕
（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会　専務理事

Association of Copyright for Computer Software

〔資料②-2〕

ACCS

講師「皆さん、好きな著作物はありますか？」

久保田　裕（くぼた　ゆたか）

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）　専務理事

その他：山口大学特命教授、 国士舘大学・東京工芸大学非常勤講師
公益社団法人　著作権情報センター 理事
特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会 理事
特定非営利活動法人　ブロードバンドスクール協会　情報モラル担当理事
公益社団法人　日本文藝家協会知的財産権委員会委員
■「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」有識者委員

「大村はま記念国語教育の会」会員

外部会議委員等：

(株)サーティファイ著作権検定委員会 委員長
(一社)日本eスポーツ連合(JeSU)
コンプライアンス委員会　委員
東京工芸大学　知的財産アドバイザー
茗渓学園中学高校　特命校長補佐
練馬区ラグビーフットボール協会　副理事長

一般社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会

〔資料②-3〕

ACCS

著作権・情報モラル教育の際に伝えたいこと

- 情報社会の進展（DX・メタバース等）により、著作権をはじめとする情報関連法は毎年のように法改正がなされ、ダイナミックに変容している
- 情報社会に参画し、企業活動・文化活動、教育、スポーツ、健康福祉振興などに貢献するための5つのスキル

①現在の「法律ルール」を知ること（ルールを知ること）
②「法律ルール」を作ること（ルールを作ること）
③「契約・ライセンス」をすること（ルールを使いこなすこと）
④「司法制度」を活用すること（ルールを使いこなすこと）
⑤「国際的な問題」に対応すること

■モラルとルールを混同しないこと

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-4〕

ACCS

(参考)DXとは

- DX(デジタルトランスフォーメーション)の意義

DXの定義
「世の中の仕組みとしての情報システムを、最新の情報技術を活用し、全ての人々がよりよい生活ができるように改革していくこと」

最新の情報技術は、情報の伝達・蓄積・処理を、きわめて高速に、きわめて正確に、低い限界コストで実行していくことを可能にする

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-5〕

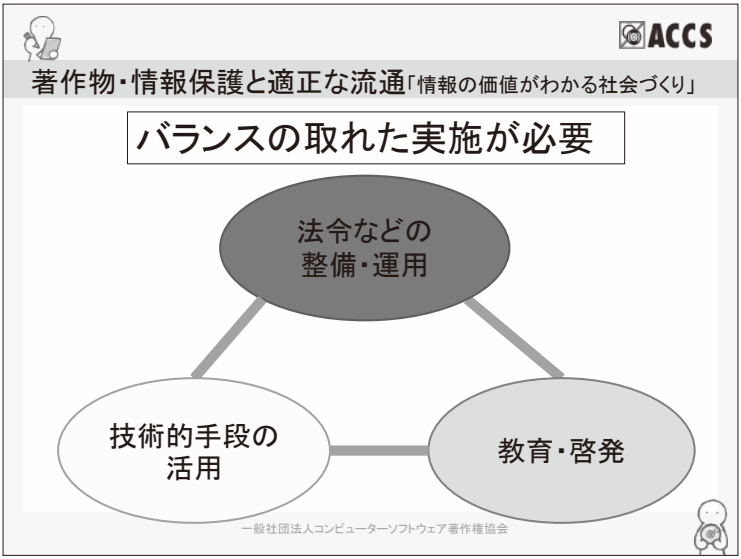
ACCS
著作物・情報保護と適正な流通「情報の価値がわかる社会づくり」
バランスの取れた実施が必要
法令などの
整備・運用
技術的手段の
活用
教育・啓発
一般社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会

〔資料②-6〕

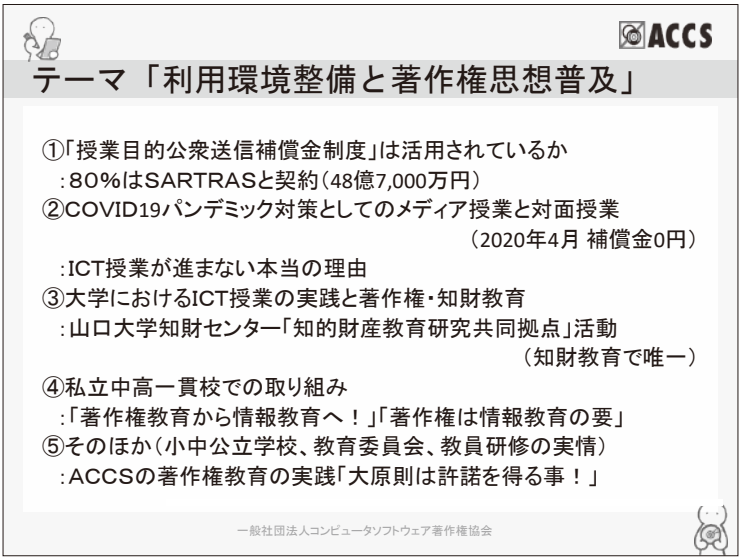
ACCS
テーマ「利用環境整備と著作権思想普及」
①「授業目的公衆送信補償金制度」は活用されているか
:80%はSARTRASと契約（48億7,000万円）
②COVID19パンデミック対策としてのメディア授業と対面授業
（2020年4月 補償金0円）
:ICT授業が進まない本当の理由
③大学におけるICT授業の実践と著作権・知財教育
:山口大学知財センター「知的財産教育研究共同拠点」活動
（知財教育で唯一）
④私立中高一貫校での取り組み
:「著作権教育から情報教育へ！」「著作権は情報教育の要」
⑤そのほか（小中公立学校、教育委員会、教員研修の実情）
:ACCSの著作権教育の実践「大原則は許諾を得る事！」
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-7〕

ACCS
情報モラルの森（1998年版）
5つの要素は複雑に絡み合っている
著作権など知的所有権
プライバシー
コンピュータセキュリティ
情報リテラシー
マナー&ルール
情報モラルの森
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-8〕

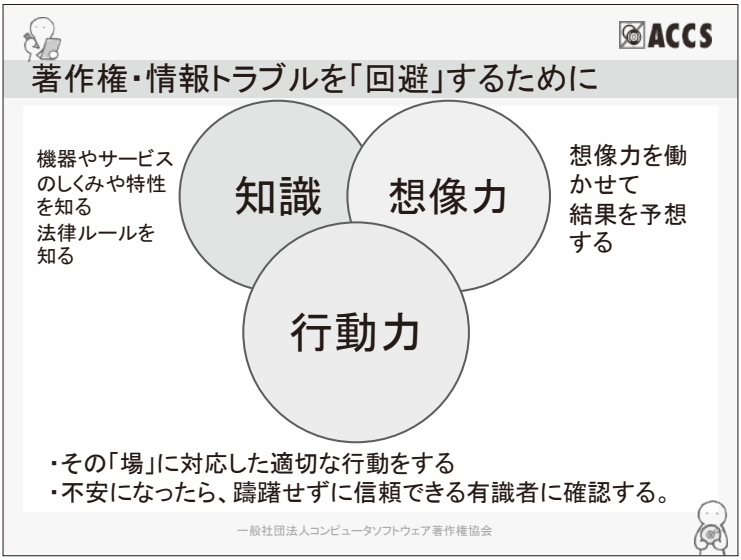
ACCS
著作権・情報トラブルを「回避」するために
機器やサービスのしくみや特性を知る
法律ルールを知る
知識
想像力
想像力を働かせて結果を予想する
行動力
・その「場」に対応した適切な行動をする
・不安になったら、躊躇せずに信頼できる有識者に確認する。
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-9〕

ACCS

（説明用参考資料）

①SARTRAS関連
②山口大学知財教育関連
③ACCS情報教育関連
④そのほか

2023/11/29　一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-10〕

ACCS

①著作権法の目的

■著作権法第1条　目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

●文化とは生活の総体（紋谷成蹊大学名誉教授）

■いわゆる公共の福祉、国民が著作物を利用する者であって文化の享受者であるということを念頭において著作者等の経済的あるいは人格的利益を確保することによって、著作者等の労苦に報い、その結果として、よりすぐれた著作物すなわち文化的な所産ができあがっていくことで文化の発展に寄与する

（著作権法逐条講義七訂新版　加戸守行著より）

〔資料②-11〕

ACCS
文化の発展
よりすぐれた
著作物
文化的所産
利用
文化の享受
著作者
経済的・人格的
利益の確保
国民
公共の福祉
対価（使用料・補償金）還元
労苦に報いる

〔資料②-12〕

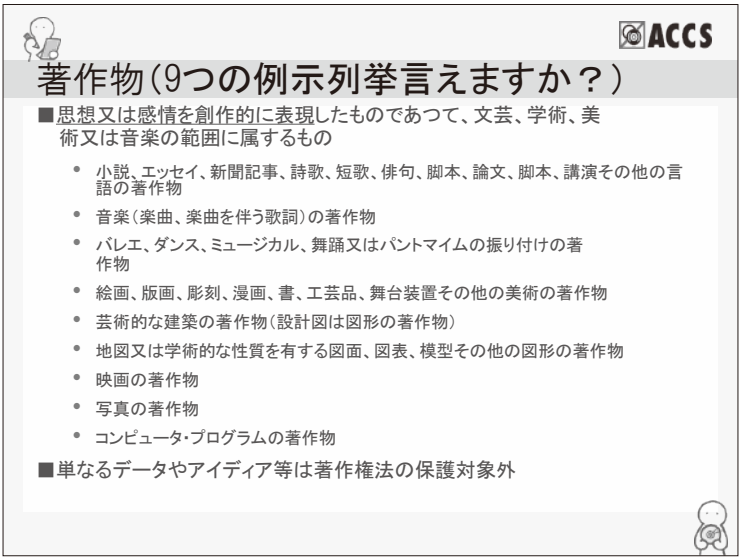
ACCS
著作物（9つの例示列挙言えますか？）
■思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
• 小説、エッセイ、新聞記事、詩歌、短歌、俳句、脚本、論文、脚本、講演その他の言語の著作物
• 音楽（楽曲、楽曲を伴う歌詞）の著作物
• バレエ、ダンス、ミュージカル、舞踊又はパントマイムの振り付けの著作物
• 絵画、版画、彫刻、漫画、書、工芸品、舞台装置その他の美術の著作物
• 芸術的な建築の著作物（設計図は図形の著作物）
• 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
• 映画の著作物
• 写真の著作物
• コンピュータ・プログラムの著作物
■単なるデータやアイディア等は著作権法の保護対象外

〔資料②-13〕

著作者人格権

■権利の種類

- 公表権：著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。）を公衆に提供し、又は提示する権利
- 氏名表示権：著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供・提示に際し、その実名・変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利
- 同一性保持権：著作物及びその題号の同一性を保持する権利。その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない
  - 著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変には適用しない

■著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない

■著作物を公衆に提供・提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない

■著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-14〕

著作者が有する権利

著作者人格権
- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権

著作権法第18条～第20条参照

著作権
- 複製権
- 上演権・演奏権
- 上映権
- 公衆送信権
- 伝達権
- 口述権
- 展示権
- 譲渡権
- 頒布権
- 貸与権
- 翻訳権、翻案権等
- 二次著作物の利用に関する権利

著作権法第21条～第28条参照

〔資料②-15〕

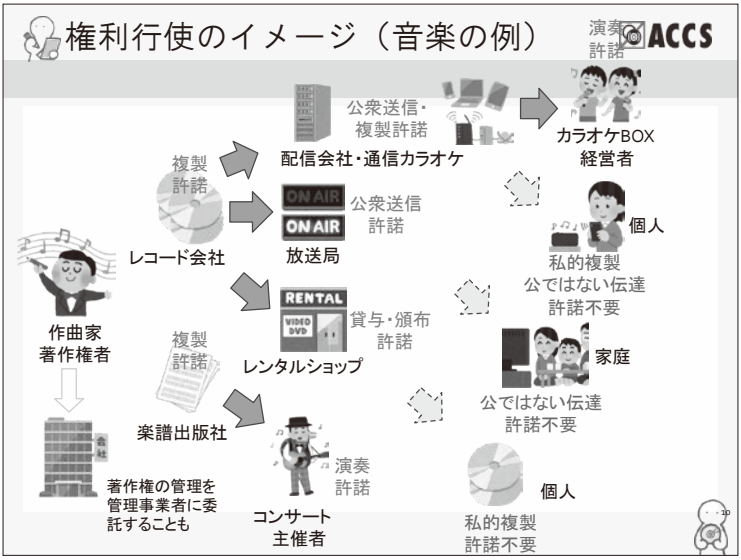
権利行使のイメージ（音楽の例）
ACCS
演奏
許諾
公衆送信・
複製許諾
配信会社・通信カラオケ
カラオケBOX
経営者
複製
許諾
ON AIR
ON AIR
公衆送信
許諾
放送局
個人
レコード会社
私的複製
公ではない伝達
許諾不要
RENTAL
VIDEO DVD
貸与・頒布
許諾
作曲家
著作権者
複製
許諾
レンタルショップ
家庭
公ではない伝達
許諾不要
楽譜出版社
演奏
許諾
著作権の管理を
管理事業者に委
託することも
コンサート
主催者
個人
私的複製
許諾不要

〔資料②-16〕

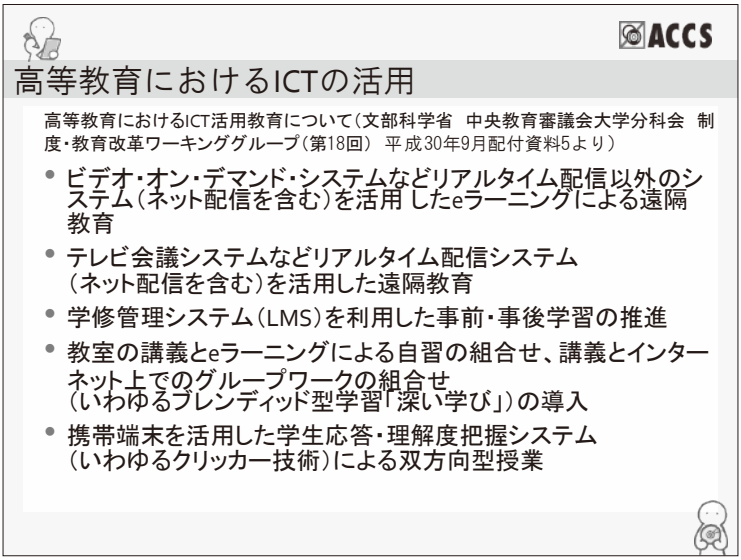
ACCS
高等教育におけるICTの活用
高等教育におけるICT活用教育について（文部科学省　中央教育審議会大学分科会　制度・教育改革ワーキンググループ（第18回）　平成30年9月配付資料5より）
ビデオ・オン・デマンド・システムなどリアルタイム配信以外のシステム（ネット配信を含む）を活用したeラーニングによる遠隔教育
テレビ会議システムなどリアルタイム配信システム（ネット配信を含む）を活用した遠隔教育
学修管理システム（LMS）を利用した事前・事後学習の推進
教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せ（いわゆるブレンディッド型学習「深い学び」）の導入
携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム（いわゆるクリッカー技術）による双方向型授業

〔資料②-17〕

ACCS

経緯：教育現場の著作権に関する問題意識

- 近年、情報通信技術を活用して行う教育（以下「ICT活用教育」）が教育の質の向上や教育格差の是正に果たす役割が注目されており、政府としてもこれを推進することとしている。しかしながら、これを推進していく上での障害の一つに、著作権の処理を巡る課題が指摘されている
- 教育機関において、権利処理の手続上の負担から、著作物等の利用を断念する場合が多く、教育上必要な著作物をICT活用教育において円滑に利用できないという実態がある
- 授 業 内 容との関係で重要性が高いとまでは言えない図表や画像等は削除する、権利処理不要で利用できる著作物に差し替える、法第32条（引用）に係る権利制限規定の範囲内で利用できる対応に調整する等の処理が行われ、利用する著作物の削除や差し替えが困難で、かつ「引用」にも当たらないと判断された場合のみ著作権処理が行われている。

〔資料②-18〕

ACCS

補償金請求権の付与について

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）より

- 複製、同時授業公衆送信、異時授業公衆送信という行為類型のいかんにかかわらず、権利者に及び得る不利益はいずれも軽微とは言い難いのではないか
- 複製には物理的制約、同時授業公衆送信には時間的・場所的制約あることから、著作物利用の頻度・送料は比較的限定的で異時授業公衆送信等に比べて軽微な利用が多いと考えられる
  - 現在無償で可能となっている教育機関における複製や同時公衆送信を補償金請求権の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、教育現場における著作物の利用を促進し、教育の質を向上させることにより文化の発展を達成するという法目的が達成できなくなる
- 異時授業公衆送信等は、時間的・場所的・物理的制約がなく、著作物が送信される頻度や送料が大きくなり、複製や同時授業公衆送信に比べて権利者に及ぶ不利益の度合いが大きいと評価できる
- 教育機関における著作物の利用を促進するという観点から、既存の秩序を尊重し、新たに権利制限を設ける異時授業公衆送信等についてのみ補償金請求権を付与することが適当
  - 諸外国では、学校等における著作物の利用に関する権利制限規定において、複製、公衆送信のいずれも補償金請求権等の対象としている例が少なからずみられるが、少なくとも一定の範囲で権利者への対価の還元を行うこととなる点において、国際的な制度との調和が一定程度諮られることとなる

〔資料②-19〕

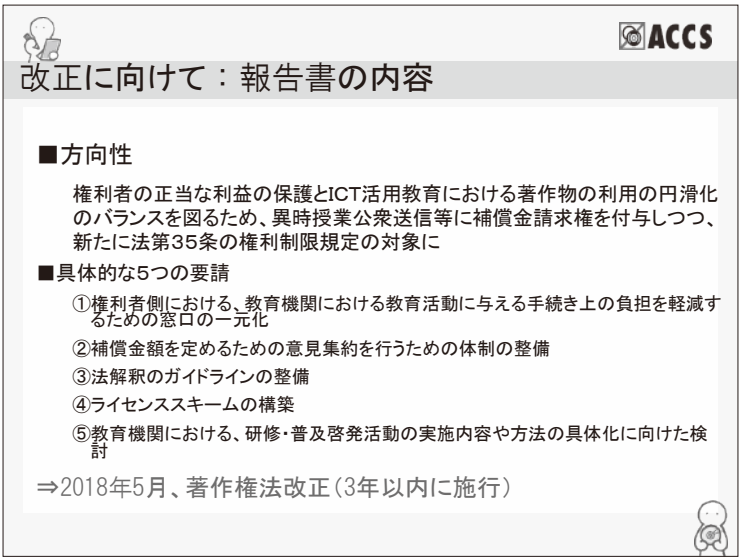
ACCS
改正に向けて：報告書の内容
■方向性
権利者の正当な利益の保護とICT活用教育における著作物の利用の円滑化のバランスを図るため、異時授業公衆送信等に補償金請求権を付与しつつ、新たに法第35条の権利制限規定の対象に
■具体的な5つの要請
①権利者側における、教育機関における教育活動に与える手続き上の負担を軽減するための窓口の一元化
②補償金額を定めるための意見集約を行うための体制の整備
③法解釈のガイドラインの整備
④ライセンススキームの構築
⑤教育機関における、研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討
⇒2018年5月、著作権法改正（3年以内に施行）

〔資料②-20〕

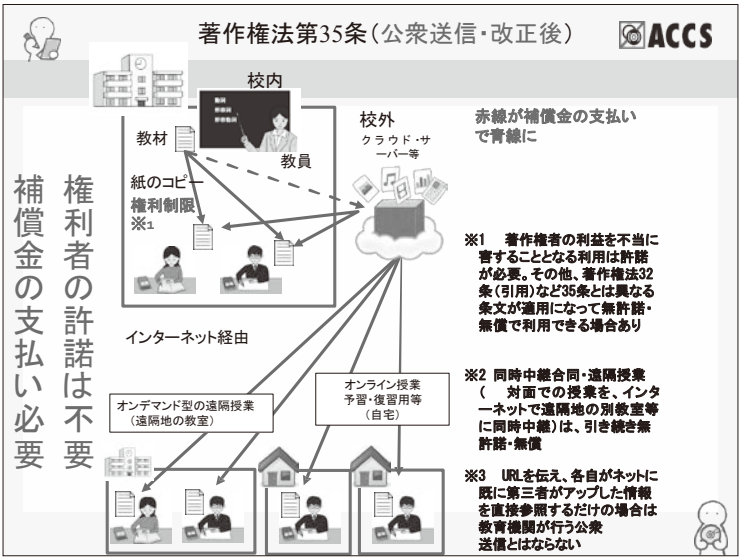
著作権法第35条（公衆送信・改正後）
ACCS
校内
教材
教員
紙のコピー
権利制限
※1
校外
クラウド・サーバー等
赤線が補償金の支払いで青線に
権利者の許諾は不要
補償金の支払い必要
インターネット経由
オンデマンド型の遠隔授業
（遠隔地の教室）
オンライン授業
予習・復習用等
（自宅）
※1　著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、著作権法32条（引用）など35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり
※2 同時中継合同・遠隔授業（　対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、引き続き無許諾・無償
※3　URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない

〔資料②-21〕

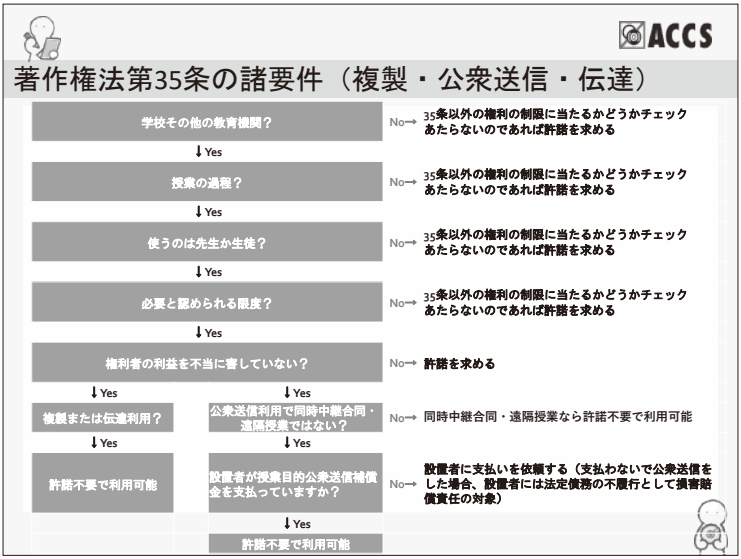
ACCS
著作権法第35条の諸要件（複製・公衆送信・伝達）
学校その他の教育機関？
No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
Yes
授業の過程？
No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
Yes
使うのは先生か生徒？
No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
Yes
必要と認められる限度？
No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
Yes
権利者の利益を不当に害していない？
No→ 許諾を求める
Yes
複製または伝達利用？
Yes
許諾不要で利用可能
Yes
公衆送信利用で同時中継合同・遠隔授業ではない？
No→ 同時中継合同・遠隔授業なら許諾不要で利用可能
Yes
設置者が授業目的公衆送信補償金を支払っていますか？
No→ 設置者に支払いを依頼する（支払わないで公衆送信をした場合、設置者には法定債務の不履行として損害賠償責任の対象）
Yes
許諾不要で利用可能

〔資料②-22〕

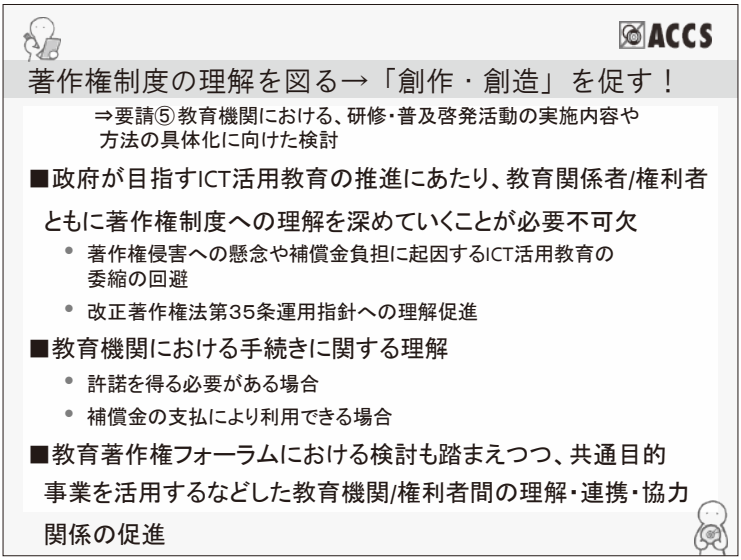
ACCS
著作権制度の理解を図る→「創作・創造」を促す！
⇒要請⑤教育機関における、研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討
■政府が目指すICT活用教育の推進にあたり、教育関係者/権利者ともに著作権制度への理解を深めていくことが必要不可欠
・著作権侵害への懸念や補償金負担に起因するICT活用教育の委縮の回避
・改正著作権法第35条運用指針への理解促進
■教育機関における手続きに関する理解
・許諾を得る必要がある場合
・補償金の支払により利用できる場合
■教育著作権フォーラムにおける検討も踏まえつつ、共通目的事業を活用するなどした教育機関/権利者間の理解・連携・協力関係の促進

〔資料②-23〕

ACCS

教育現場向け一元的ライセンス体制の検討

⇒要請④　ライセンススキームの構築

■著作権法に定める権利制限規定の適用を受けない教育機関内の著作物利用に関しては、従来どおり権利者の許諾が必要

■教育関係者からライセンス環境の整備を求める声があ る、文化審議会著作権分科会報告書（平成29年度）が　示す方向性の実現に向け、検討継続

- 著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官に対し著作権等管理事業者として登録（2020年9月）
- 補償金制度とSARTRASライセンスが一体となり、ICT活用教育を進める上で、教育機関の設置者や教員、学生にとってのコンプライアンスの実現の一助となる著作物等の利用環境の提供を目標
- 2023年5月17日成立した改正著作権法における、いわゆる「簡素で一元的な権利処理」の動向も視野に

〔資料②-24〕

ACCS

ライセンス実現に向けた課題

■具体的なニーズが権利者側に伝わっていないため、権利者側でライセンスのビジョンが明確になっていない

■権利制限に基づく制度との大きな違いとして、SARTRASが仮に一元的ライセンス業務を行うためには、他の著作権等管理事業者同様、権利者との間で権利の管理委託契約を結ぶ必要がある

■言い換えれば、SARTRASのライセンスで利用が可能となるのは、SARTRASが管理委託契約を結んだ権利者の著作物に限られる

- 管理対象以外の権利者の著作物利用については、当該権利者の許諾が必要となる

■権利者として納得のいく額の使用料と、より精緻な利用報告に基づく分配が実現しないのであれば、権利者は管理を委託しない（権利者には管理委託しない自由がある）

〔資料②-25〕

ACCS

その他の取り組みと課題

■これまで以上に利用しやすい制度の実現
- 教育機関設置者と現場の教員、学生との情報共有の促進
- 改正著作権法第35条運用指針の充実化
- 教育目的の権利制限利用を補償金対象として35条に一本化
  - 授業目的の複製や同時遠隔合同授業における公衆送信
  - （初等中等教育）デジタル教科書の公衆送信

■ICT未活用教育機関設置者への案内・説明
- ICT活用教育の必要性の強調

■分配方法の改善
- 教育側・権利者側双方の利用報告負荷の軽減
- 利用報告対象教育機関の数の拡大
- 分配対象権利者の数の拡大

■共通目的事業の充実化

51

〔資料②-26〕

ACCS

②山口大学知財教育関連

■山口大学知的財産権センター（平成16年設立）

■「知的財産教育研究共同利用拠点」活動

山口大学研究推進機構知的財産センターは実践的知財教育（学生に対する知財教育の必修化等）が評価され、平成27年文部科学大臣より「知的財産教育」共同利用拠点大学に認定される。

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-27〕

◆「知的財産立国」政策の中で求められている知財教育
背景・課題
◆日本の国際社会における産業競争力の低迷
◆経済社会の知財戦略を支える裾野人材の不足
◆知的財産マインドの未醸成
・2002年、「知的財産立国」の政策が打ち出される（国際競争力の再建策の一つ）
●第2章 基本的方向
●第3章 具体的行動計画
4 人的基盤の充実
1 知的財産の創造と推進 (3) 創造性を育む教育・研究人材の充実
4 知的財産関連人材の育成と国民意識の向上 (1) 専門人材の養成
・知的財産立国の実現には、知的財産創造の担い手育成
・専門人材の養成（法科大学院における知的財産法教育の充実）
・大学・公的研究機関等には、研究開発から事業化までを見通して管理する知識・能力をもつ人材が必要
・初等・中等教育における知的財産に関する教育の推進（知的財産に関する教育手法の研究、教育者の知的財産制度に関する知識向上）
・大学生一般に対する知的財産教育の推進（一般学生向けの知的財産の講義の開設を促進）
法科大学院において、知的財産法をはじめとするビジネスに関連する各種法学系の科目を充実
・大学の理系、学部・研究科に知的財産制度を扱うビジネス講座、知的財産制度専門講座の設置等の取組を促進（専門職大学院の設置）
〈これまでの大学における知財裾野教育の取り組み〉
◆特定の学部や研究科が選択科目として、或いは専門科目の中で断片的に知的財産教育を実施
◆多くが理工系の学生を対象とした知的財産教育を実施
結：十分な取組組織がなされていなかったのが現状
●文系理系を問わず専門性や影響性に適合した知的財産に関する知識やPROMOTIONを社会の発展に役立つことができる知財人材（注）の育成が必要
知財創出省
技術、研究、開発、ものづくり（コンテンツデザイン開発も含む）
知財活用者、理解者
1次、2次、3次、6次産業の 経営、企画、総務、営業等
行政
教育
弁護士 法学者
（知財 法務等）
契約
〔産業界〕
〔大学等〕
MOT、MBA
法学系
理・工学系（含 医・農・水産）
情報系
デザイン系
教育系
経営、経済、文系
（これまでの知財教育の領域）
山口大学で拡充された知財教育領域

〔資料②-28〕

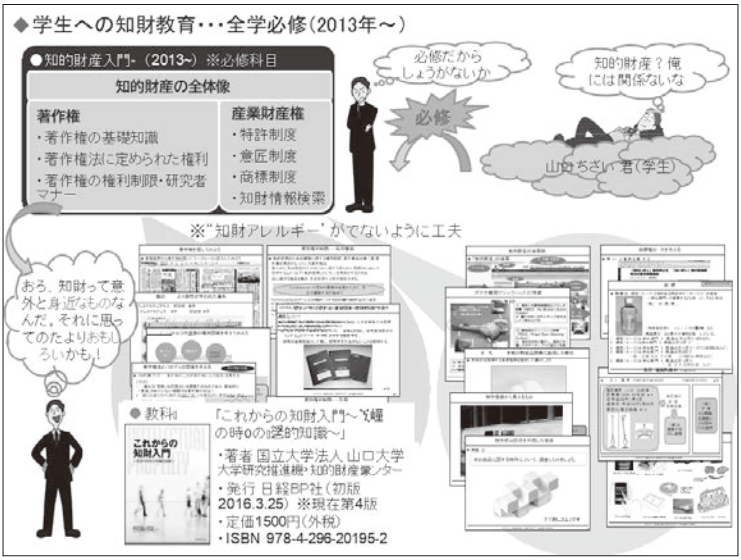
◆学生への知財教育・・・全学必修（2013年～）
●知的財産入門（2013～）※必修科目
知的財産の全体像
著作権
・著作権の基礎知識
・著作権法に定められた権利
・著作権の権利制限・研究者マナー
産業財産権
・特許制度
・意匠制度
・商標制度
・知財情報検索
必修だから しょうがないか
必修
知的財産？ 俺には関係ないな
山口ちゃい 君（学生）
※"知財アレルギー"がでないように工夫
ある、知財って意外と身近なものなんだ。それに思ってのたよりおもしろいかも！
● 教科書
「これからの知財入門～"鰹の時のの"認的知識～」
これからの知財入門
・著者 国立大学法人 山口大学 大学研究推進機・知的財産業ンター
・発行 日経BP社（初版 2016.3.25）※現在第4版
・定価1500円（外税）
・ISBN 978-4-296-20195-2

〔資料②-29〕

◆全学必修知財教育からの展開
●知的財産入門-（2013~）※必修科目
知的財産の全体像
著作権
・著作権の基礎知識
・著作権法に定められた権利
・著作権の権利制限・研究者マナー
産業財産権
・特許制度
・意匠制度
・商標制度
・知財情報検索
社会にでてからも、知財の 点から学んだことを活かす
実社会
就職活動にも役立つ！
※学生の時に知財の基礎を広く学んでいる強み
※就職した企業の知財情報を調査・分析し活用できる
●知的財産特論（2016~）※大学院必修知財科目
展開
よし、知財についてもっと勉強してみよう
必修知財科目を受講した学生
その他、各学部が別設開講している専門科目もある。●知的財産権法（経済）●教育現場における知的財産入門（教育）●特許法（工）●知的財産と 経営（国~）●国際知的財産戦略論（国~）等
●教育現場と知的財産（2023~）
●情報法と知的財産（2020~）
●知的財産管理論（2020~）
●著作権と市民社会（2015~）
●経営と知的財産（2020~）
●標準化と知的財産（2016~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容）
●知財情報の分析と活用（2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容）
●ものづくりと知的財産（2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容）
●農業と知的財産（2015~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容）
●種苗法（2020~）
●コンテンツ産業と知的財産（2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容）
●商標法（2015~）
●意匠法（2015~）
●特許法（2015~）
●著作権法（2015~）
●不正競争防止法（2015~）
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
知的財産の 点から経済社会を下支えしている法律（知的財産権法）

〔資料②-30〕

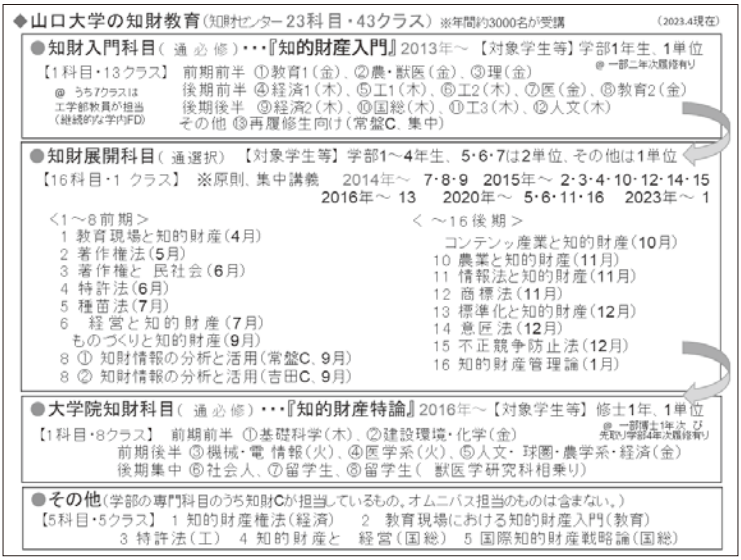
◆山口大学の知財教育（知財センター23科目・43クラス）※年間約3000名が受講
（2023.4現在）
●知財入門科目（通必修）・・・『知的財産入門』2013年～【対象学生等】学部1年生、1単位
@ 一部二年次履修有り
【1科目・13クラス】 前期前半 ①教育1（金）、②農・獣医（金）、③理（金）
@ うち7クラスは工学部教員が担当（継続的な学内FD）
後期前半 ④経済1（木）、⑤工1（木）、⑥工2（木）、⑦医（金）、⑧教育2（金）
後期後半 ⑨経済2（木）、⑩国総（木）、⑪工3（木）、⑫人文（木）
その他 ⑬再履修生向け（常盤C、集中）
●知財展開科目（通選択）【対象学生等】学部1～4年生、5・6・7は2単位、その他は1単位
【16科目・1 クラス】 ※原則、集中講義 2014年～ 7・8・9 2015年～ 2・3・4・10・12・14・15
2016年～ 13 2020年～ 5・6・11・16 2023年～ 1
<1～8前期>
1 教育現場と知的財産（4月）
2 著作権法（5月）
3 著作権と 民社会（6月）
4 特許法（6月）
5 種苗法（7月）
6 経営と知的財産（7月）
ものづくりと知的財産（9月）
8 ① 知財情報の分析と活用（常盤C、9月）
8 ② 知財情報の分析と活用（吉田C、9月）
< ～16後期>
コンテンツ産業と知的財産（10月）
10 農業と知的財産（11月）
11 情報法と知的財産（11月）
12 商標法（11月）
13 標準化と知的財産（12月）
14 意匠法（12月）
15 不正競争防止法（12月）
16 知的財産管理論（1月）
●大学院知財科目（通必修）・・・『知的財産特論』2016年～【対象学生等】修士1年、1単位
@ 一部博士1年次、及び先取り学部4年次履修有り
【1科目・8クラス】 前期前半 ①基礎科学（木）、②建設環境・化学（金）
前期後半 ③機械・電 情報（火）、④医学系（火）、⑤人文・球圏・農学系・経済（金）
後期集中 ⑥社会人、⑦留学生、⑧留学生（獣医学研究科相乗り）
●その他（学部の専門科目のうち知財Cが担当しているもの。オムニバス担当のものは含まない。）
【5科目・5クラス】 1 知的財産権法（経済） 2 教育現場における知的財産入門（教育）
3 特許法（工） 4 知的財産と 経営（国総） 5 国際知的財産戦略論（国総）

〔資料②-31〕

◆シラバス・教材例・・・「教育現場と知的財産」
題目
内容
第1週 現代社会における知的財産と学校教育の関わり
知的財産に関する基礎的事項を確認すると共に、Soc ety5 0を見据えた現代社会との関係を確認し、学校現場における知的財産の重要性を、教育と校務の観点で見つめ直す。
第2週 著作権法と特許法から見る学校教育（1）～知財に気づくアンテナを立てよう～
学校で起こりうる著作権及び特許権に関係する事例を想定し、地域社会や学校に潜在する知的財産を見いだす。
なお、著作権法35条の改正情報についても扱う。
第3週 著作権法と特許法から見る学校教育（2）
学校で起こりうる著作権及び特許権に関係する事例を想定し、法的に公正で関係者にとって公平で適切な取扱について考える。
小レポート及びワークシ提出
第4週 教育現場における著作権対応（1）
著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。
第5週 教育現場における著作権対応（2）
著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。
第6週 知財創造教育のあり方と指導方法（1）～事例に学ぼう～
小学校3年生の調査で実施された著作権の授業の動画を参観し、指導のポイントを学ぶ。
第7週 知財創造教育のあり方と指導方法（2）～教材・教具・指導略案を作成してみよう～
児童生徒の創造性を喚起し、突ったオ能を潰さず育むような、学びの場を醸成する教材や指導法のあり方を考え、その教材を作成する。
第8週 期末試験と総括（レポート）
テスト60分、最終課題レポート「私の目指す教育に、どのように知財創造教育を取り入れるか」20分
抜粋1
「現場での著作物の適切な取り扱い（保護）を考える」
抜粋2
「著作物が保護される(生徒の創作が尊重される）授業で生徒の創作性の喚起を目指す。
みんなは。
「著作権で作品が守られる世界と、著作権がなくて作品が勝手に他の人に使われてしまう世界のどっちに住みたい？」

〔資料②-32〕

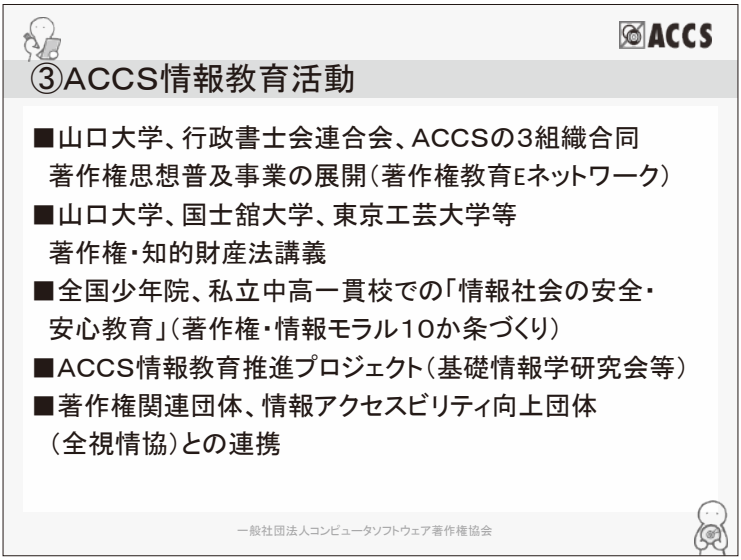
ACCS
③ACCS情報教育活動
■山口大学、行政書士会連合会、ACCSの3組織合同
著作権思想普及事業の展開（著作権教育Eネットワーク）
■山口大学、国士舘大学、東京工芸大学等
著作権・知的財産法講義
■全国少年院、私立中高一貫校での「情報社会の安全・安心教育」（著作権・情報モラル10か条づくり）
■ACCS情報教育推進プロジェクト（基礎情報学研究会等）
■著作権関連団体、情報アクセスビリティ向上団体
（全視情協）との連携
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-33〕

ACCS

創作活動と地域の活性化（知財教育の重要性）

・文化産業は著作権産業
・地域の固有性と住民の創造性の活用
・文化、創作の裾野を広めることが肝要

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-34〕

ACCS

創作は生命情報を源泉とする

インタビュー 1

創作は体験に根ざす

漫画家 松本零士氏

「AI×クリエイティビティ 情報と生命とテクノロジーと。」より

ACCS×松本零士先生ポスター

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-35〕

著作権教育Eネットワーク
著作権のきまりについて専門用語をなるべく使わずやさしく説明できる教材です。
ACCS
小学生向け著作権教材
無料配布のご案内
https://www2.accsjp.or.jp/activities/2022/news124.php
スマホからも閲覧できます。
◎パワーポイント教材
「作品を作った人を守るためのきまり（著作権）」
◎動画教材
「著作権について学ぼう」
著作権教育Eネットワークとは
問い合わせ先
（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会
著作権教育Eネットワーク担当
mail：E_network@accsjp.or.jp
https://www2.accsjp.or.jp/ TEL：03-5976-5175

〔資料②-36〕

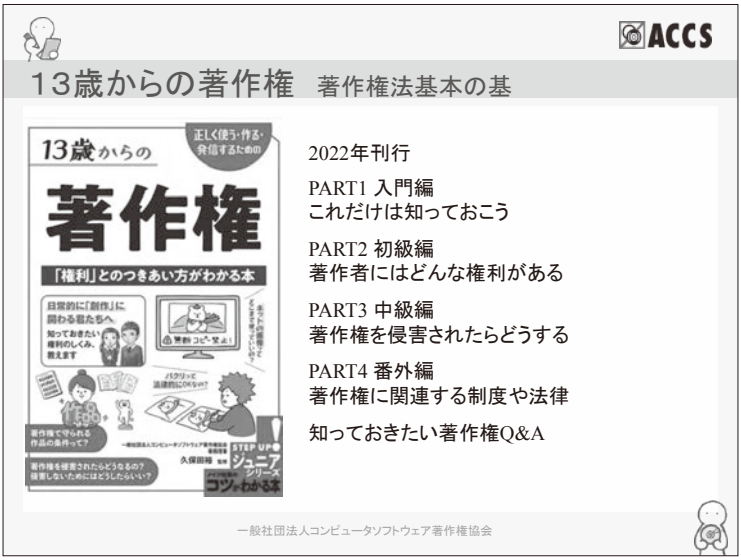
ACCS
13歳からの著作権　著作権法基本の基
13歳からの
著作権
正しく使う・作る・発信するための
「権利」とのつきあい方がわかる本
日常的に「創作」に関わる君たちへ
知っておきたい権利のしくみ、教えます
著作権で守られる作品の条件って？
著作権を侵害されたらどうなるの？
侵害しないためにはどうしたらいい？
STEP UP
ジュニアシリーズ
コツがわかる本
久保田裕 監修
2022年刊行
PART1 入門編
これだけは知っておこう
PART2 初級編
著作者にはどんな権利がある
PART3 中級編
著作権を侵害されたらどうする
PART4 番外編
著作権に関連する制度や法律
知っておきたい著作権Q&A
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-37〕

ACCS

情報モラル宣言　インターネット時代の生きる力を育てる

2006年刊行
第1章　数字で見る情報社会と情報モラル
第2章　情報モラル10ヶ条と学校での取り組み
第3章　情報モラル運動がもたらす創作の復興
第4章　情報モラルと親・大人・市民の責任
第5章　情報モラル都市宣言
第6章　世界に広がる情報モラル

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-38〕

ACCS

人生を棒に振るスマホ・ネットトラブル

2014年刊行
第1章　ひとつの投稿で一生が台無しに
第2章　拡散の怖さを知らない子どもたち
第3章　SNSの悩ましさ
第4章　違法行為で人生を棒に振らないために

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-39〕

AI×クリエイティビティ（AI生成ソフト問題を考える！）

2019年刊行
第1部 AIの時代
　第1章 テクノロジーのちから
　第2章 機械的生命・機械的頭脳への欲望
　第3章 人間と機械は同じなのか
第2部 生物と情報の相即不離
　第4章 生物とはなにか=オートポイエーシス
　第5章 はじめに「情報」があった
　［インタビュー1］ **創作は体験に根ざす**
　　松本零士（漫画家）
第3部 AI時代の創作
　第6章 創るために,生命情報に耳を傾ける
　第7章 創作のため,先人の知恵を借りればいい
　第8章 唯一無二だからこそ,唯一無二の表現ができる
　第9章 創作とテクノロジー
　第10章 創作の倫理
　第11章 創作の有機的な連関を支える
　［インタビュー2］ 音声認識技術によって価値をもたらす
　　鈴木清幸（アドバンスト・メディア社会長）

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-40〕

基礎情報学入門（西垣　通著）

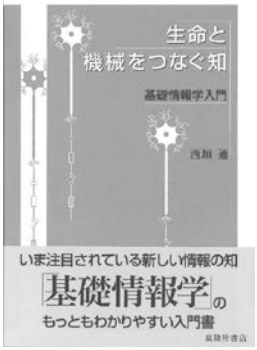

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-41〕

ACCS

ビジネス著作権検定（初級教育著作権検定）

公式サイト（https://www.sikaku.gr.jp/bc/）より

- ビジネス実務、日常生活においてますます必要とされる著作権に関する知識および関連する知識について、その基礎的な理解、具体的な裁判例・ビジネス実務における慣例を基準とする事例判断での応用力をそれぞれ測定する検定です
- BASIC、初級、上級があります。教育著作権検定もあります。

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

〔資料②-42〕

ACCS

ご清聴ありがとうございました

■ACCSでは教育機関や企業、各種団体で実施する著作権や情報モラルに関する講習会等に職員を講師として派遣しております。また、著作権・情報モラルに関するご質問も受け付けております。気軽にお問い合わせください。

公式Webサイト http://www2.accsjp.or.jp/
著作権侵害事件の情報のほか、「著作権Q&A」
著作権やソフトウェア管理に関する小冊子のPDF配布も
行っております

ACCS

スマートフォンサイト」 http://www2.accsjp.or.jp/sp/
「著作権Q&A」「4コマ漫画」を公開しています

第　2　部

パネルディスカッション

パネルディスカッション

（司会・竹内） 大変お待たせいたしました。それでは、これから質疑とディスカッションに入っていきたいと思います。先ほどの久保田先生のお話では大和先生のお話に対するコメントという部分がかなり多かったように思いますので、まず大和先生から久保田先生のお話に対してコメントしていただくという形で始めていきたいと思います。大和先生、よろしくお願いいたします。

講演内容への補足

（大和） 久保田さん、よろしくお願いします。私の話では、全ての教育活動が著作権の制限規定だけでうまく進められるわけではないので、制限規定ばかりを当てにするのではなく、許諾を得て利用するということも考える必要があるんじゃないかということを提案して、そのための簡易・迅速な手続きのイメージをご説明しました。久保田先生のお話の中でも端々にライセンスというふうなことが出てきており、向かっている方向は同じなのかなとは思いましたけども、教育現場の実態からどうかなとかいうのが幾つかあるのでちょっとお尋ねします。

例えば障害を持つ子供たちによる著作物の利用については、おそらく誰でもライセンスを出すんだろうなと思いますけども、私が前段の講演で提案したのは、あらゆる子供たち、あらゆる教科を横断してという包括的なイメージなんです。例えば障害を持つ子供たちの活動ということに特化した場合、確かにそういったハンディキャップを持つ子供への福祉の観点から低額でライセンスするという権利者は恐らく多いような気がするんですが、最近の学校は小中高も大学もそうですが、インクルーシブというか、障害を持つ人を切り離してやるんじゃなくて、小中高でいえば通級による指導とか、そういった場面もあるわけです。久保田先生の提案はありがたいとは思いますけども、もっと幅広い対象を込み込みでというふうにできないかなと実は思った次第です。久保田先生のイメージはどんな感じだったんでしょう。

（久保田） まずやっぱり一番大事なのは、使いたい側がどう使いたいかということを表明してくれないと、権利者側は何か抽象的なライセンス内容では、ビジネスとしてもやりにくいところではあると思うんですね。そういう意味で一番最初に言ったように個々

の色々なニーズがあるものをそれぞれこつくっていくと、大和先生が言ってるような最大公約数的な包括ライセンスも見えてくるのではないか。

ソフト業界の発展を見ていると、結局お客さんのニーズに沿うようなソフトウェア、コンテンツ、デジタルデータを提供し、これだったらどんなふうな利用をしてもらえますかというマーケッティングがあり。営業マンは現場に行って、「どんな使い方したいですか」とリサーチする。それが結局、使用許諾契約になっていくんですね。ここでバランスがいいのは、前述したように独禁法や消費者保護法などの問題をクリアしなければならないからです。教育機関では、その使用条件では教育が成り立たないであろう契約内容にはならないはずです。そのあたりが、SARTRASはできてまだ3年ですし、このライセンス問題については先走ることなく、じっくり検討する必要があると思います。

特に私は視覚障害者の団体とか、息子が知的障害だったもので支援学校の現場から見ていると、そういうニーズをきちんとメッセージとして、ICTを利用し、インターネット技術の進展によって自分のライフラインに直結していることを訴えるべきだと。そのときに権利者側が嫌だと多分言わないと思うんですね。つまり、どうしても学校現場が教育実践をするために、この使用条件でないと教育ができないということを申し入れていくということが、ソフトウェア業界や教材製作会社だったり権利者団体等がそれに対応していくのではないか。考え方として、この辺いかがですか。

（大和） わかりました。やはり教育関係者側も、権利者からだめだと言われたことを「はい、わかりました。我慢します」と言うのではなくて、「これぐらいならどうだろう」みたいな考えがあれば、提案していくということが多分必要なんだろう。久保田さんみたいな人であれば許してくれるのかもしれませんが、「ひょっとしたら、やばいかもしれない」というようなことも恐る恐るやってしまっていることがあるかもしれません。そういったことを何となくやってしまうのではなく、これからどうするかみたいな、次に向けての提案という発想でいろいろアイデアを出していくことが必要なのかなと思いました。

（久保田） 企業はレピュテーションリスクがすごく高まっているし、いい悪いは別にして不寛容な時代なので、情報を提供する側の権利者も下手なことをやると炎上のリスクがある。そういう意味では、どちらからもフェアな形で提案がなされてくるという環境で、特に著作権を持っている側は何故そういう教育現場のニーズに答えないのかと。レピュテーションリスクという言葉が人口に膾炙されてきまして、本当に企業や権利を持っている側もバランスを問われる状況になってきています。

権利者側も「権利の濫用」なんていわれるのはとんでもなくて、情報（著作物や価値あるデータ）は使って何ぼなんだというところからどうやってその利用をコントロールするかというと、やっぱりライセンスの問題になってくる、そんなふうに私は考えています。多分、技術の進歩でそうなるだろうと思っています。

（大和） 権利者側も権利の濫用と言われてビジネスがとまってしまうと困るわけですから、そういうふうな意識は恐らくお持ちだろうなと思います。逆に、教育関係者側にもそういう発想は必要だと思っています。

私の今日の資料の後半のほうで、個別の許諾手続や使用料額の交渉の手間が省けると助かると思われる利用例という表を示しましたけども、「あれもしたい、これもしたい」というんではないんです。そんなことを言い始めると、恐らく権利者はテーブルにも着いてくれないでしょう。「何でもかんでもやらせてくれ」というのではなくて、「ここまでで我慢するから、安い使用料でやらせてほしい」と、でも、「これを超えたら追加料金を払うとか、包括じゃなくて個別で協議する」とかいうような仕組みが必要かなと。そういった意識を教育関係者側も持ちながら、要望ばかり言っているんじゃなくて、自分たちも秩序をつくっていくとか、そのような提案をあわせてできるといいのかなとい

う気がしていました。

ライセンスでもう一つお伺いしたいのは、今日の久保田先生の話で資料の説明まではなかったんですが、読んで私が気になったのは、「ライセンス実現に向けた課題」というページが後ろのほうにあるんですけれども**【資料②-24】**、そこに「権利者として納得のいく額の使用料と、より精緻な利用報告に基づく分配が実現しないのであれば、権利者は管理を委託しない」と書いてある。ここまではっきり書かれると、それはもう包括ライセンスなんか無理なんじゃないのというふうに私は個人的に思ってしまったんです。

要するに個々の権利者が満足いく、納得いく使用料は恐らく国公私立の小中高、大学、どの教育機関も払えません。権利者として納得いく額じゃないと包括ライセンスにしませんと言われると、我々としては先ほど言ったような提案の希望が閉ざされるような気がするんですね。国立にせよ公立にせよ、私学にもいろんなところがありますけども、少子化の中で、あるいは公的資金による支援の限界がある中で、受益者負担だということで例えば著作物使用料を授業料に転嫁することが簡単にできればいいですけども、恐らくそんなことはできないでしょう。権利者として納得いく額が必要だとか、より精緻な利用報告を出せと言われてしまうと、「著作物を利用した教育活動をストップせざるを得ない」と考えるところも出てくるのではないかと思えてしまったんですが。ここのコメントの意図を久保田さんから聞かせていただければと。

（久保田） コメントの意図としてはそんなに難しいことを言ってるつもりはなくて、納得のいく額というのも教育機関だったらこの辺の金額ですねということなので。ただ、今の時点では、僕も教えている大学の担当者に聞いたんだけど、利用報告をつくるに当たって、まず著作権保護の対象になっている著作物かどうか。それが本来、補償金の中の利用に当たるのか、それとも別件で有償契約して使えるようになってるのか（という）あたりが、もう全然把握できてないんですね。私自身がもし大学の担当だったら、やめます。できません。

ただ、方向性としてはそれらしいことは全部報告しますと言って、後はSARTRASのほうに判断させるという方法はあるんでしょうけども、そういう意味ではライセンスに行く前のビジネスの状況自体がどちらも把握できていない。だからこういう、大和先生もあえて言ったんだと思いますけども、「ここまで言われちゃ」と言うけど、こんなもんだよなと。私はそんなところがライセンスビジネスのもとにあって、申し込みがあれ

ば承諾というところを考えると。

ただ一つ、これはもう大学の先生方や大学経営者の問題じゃなくて、政治家の問題なんですよ。本当に今日も声を大にして言いたいのは、何で国家百年の計で一番大事な教育というところでこんなに金が削られていくかと。国力を上げるためのは、その前提として、価値のある情報を大学や教育機関は使いたいわけですよね。どんどんそこを削って、にも拘わらず教育機関にうまいことやって、どこかから価値ある情報をただみたいに使いなさいというのは、明治の初期ならね、日本がまだ発展途上国で列強にキャッチアップするためにはいたし方がないなと。現在、世界の先進国として日本のステータスを考え、情報立国、知的財産立国を目指すなら、「教育」に資力を投入するべきだろう。小泉首相が知的財産立国と言い出したときから知的財産関連法が強化されてきましたが、そこを考えたら教育現場に何でこんなに金が来ないんだ。

一方、今だけ金だけ自分だけになれば、多少の金を持っている親たちの子弟は小中高から教育に資金を掛けることができる環境の学校に行きます。情報立国を目指し、実現していくときにあるべき学力とかあるべき学校への支援を考えたときに、とりあえず、一人ハード１台持たせてどうするんだと。ハードであるパソコンやタブレットはソフトや情報が無ければ只の箱です。教科書をはじめソフトや著作物などの情報にこそ学力の基礎がある。ハードは提供するけど、後は自分で何とかしなさい。そういう政府の方針の中で教育現場に圧力がかかり、ひずみが生まれる。価値ある情報をできるたけ低廉な価格でと。何かこれ、本当に明治時代の話じゃないかという気がするんですね。

そういう意味では学校現場に言ってるのではなくて、情報ビジネスやソフトビジネスってそういうものなんですね。もう一つ言いたいのは、教育現場は別にSNSとかハードとインフラで、デジタルだけが教育のツールじゃないので。図書館の司書さんもいらっしゃるかと思いますが、学生たちにとにかく司書さんから情報をリアルに得なさいと。著作物はコンテンツとしてのデジタルデータの活用だけじゃなくて、『舟を編む』ではないけども、紙がいかに我々の五感六感に訴えるとか。図書館や本屋に通うことで、得られる知識や真の学力を考えることで、もう少し視点を変えてみる。何が何でもインターネット、パソコンで教育を実践しようとするから無理が生じる。その結果、権利者対ユーザー（教育現場）みたいな構造になる。

もっと幅広く別のメディアを見てもいいし、学校の教育機関としての役割として寺子屋みたいな部分もあるし。図書館の司書さんはまさにそういうことを、知のマンダラの中で、価値ある情報がここにあるよ、あそこにあるよ、自分の経験もあるよと。そうい

う情報がいかに大事かということも、教育機関は伝えていかなければならない。何でもかんでも簡単に使えればいいというわけじゃないよと。だから大和先生に対して反論しているのではありません。

（大和） いや、政治の問題だと言われたら、そうしたら教育にたくさん投資をしてくれるまで我々は使用料を払わなくてもいいかというと、多分そんなことにならないので、どうしたらいいのかなと。我々当事者としては、権利者にそれを言われるとつらいなと。

それと実は私、ある教育関係者対象のセミナーのフロアの側に教育映像系のメーカーの方がおられて、今日と同じような話をしたんです。「教育関係者としてもライセンスを考えることも必要だよ」と。そうしたら、その方から私のところにメールが来て「大和先生の話はよかった。実は我が社はどうもコンテンツの営業収益が下向きで、教育現場からライセンスとして金が取れるのであれば我が社も立ち直れるかもしれないので、ありがたい話を聞きました」とか言ってきて、「俺はそんなこと言ってない」と思ったんですけど。

できるだけ簡易・迅速に低廉な使用料でライセンスが得られるようにしていこうということについては、小中高も大学も教育現場はどこも多忙で予算もない中、てんてこ舞いしてる状況なのに、それに加えて権利者とちゃんと契約をしようという意識をより高めていこうとするんですから簡単な話ではないわけです。政治がどれだけしてくれるのかわかりませんけども、映像制作会社の経営を立て直すような使用料を期待されるようでは話が食い違ってしまいます。私がこういうふうな提案をしてもなかなか権利者はわかってくれないんだろうなという気がしています。それを訴えていくためにも、国公私立を問わず小中高、大学の教育関係者全てが、先ほど久保田さんがおっしゃってくれたように教育現場側が何をしたいのかというのを具体的に示していく運動が必要で、それで、なるほどと社会が納得してくれるような提案をしているのかどうかというのを、世の中の保護者も含めた納税者に見ていただくようなことも必要なのかなと思いました。

（司会・竹内） 今お話しになっていたところをちょっと補足いたしますと、久保田先生の**【資料②-24】**にあった記述が今の長い議論のスタート地点でございますので、ぜひお手元の資料で確認をいただければと思います。

質問 1

（司会・竹内） Q&Aでいただいた質問は学術雑誌を使うことについてです。それに関して二件いただいておりまして、一つ目はいわゆる論文の場合、多くのジャーナルは出版社のほうに著作権の移譲がされていることが非常に多いので、補償金は学会などに入りそうだということなんですが、あまりそういう話を聞かないんですけど実際はどうなのでしょうかというご質問です。これはどうしましょう。

（大和） 実際にどうなっているのかということは私にもわかりません。それでも随分前に調べたことがあるんですか、かつては結構多くの学会で「学会誌に掲載した論文の著作権は当学会に帰属する」みたいな学会規定を設けているところがありましたけれども、最近はそのような規約は減り始めたかなと。ただ、自然科学系を中心として、学会に著作権が帰属するという例は今もあるのは事実だと思います。それで、このたび補償金制度が動き始めてどうかということになると、そのような規定を設けている学会であれば理屈上は学会が補償金をもらえるはずです。ですから、そういう制度になったことを覚悟の上で教員は学会に入っているというふうな整理になると思います。

学会に著作権が帰属するという取り決めがまずあって、その後に補償金制度ができたということであれば、そもそもの著作権の帰属の是非や、仮に学会に帰属するとしても補償金は執筆者に支払うようにするかどうかなど、学会規定の見直しをそれぞれ学会の中で議論いただく必要があるのでしょう。法律が補償金を支払う相手を特定するようなことはできませんので、こういった補償金制度の導入を機に、それぞれの学会が著作権の帰属とか、そういうもののあり方をどうすべきかということを議論していく必要があるのかなと。いま実際どうなっているのかについては、SARTRASがどれだけサンプリングの資料を持っているかどうかわかりませんが、分配対象リストに学術論文が載っているのはそんなに多くないのかもしれないなと。ただ、私は見てないので無責任には言えませんが、これからどんどん増えてくる可能性はあると思いますので、学会に著作権が帰属するようにしている場合は、それぞれの学会がその権利の帰属のあり方を改めて議論する時期に来てるんじゃないかなと思います。

（司会・竹内） ありがとうございます。あともう一つは、論文に関してはやはりオープンアクセスが進んでいるというのが非常に大きなファクターで、ある調査結果によりま

すと、分野によって違いはありますけども、40%以上の論文が既にオープンアクセスになっていることになります。そうすると、わざわざ教員がフルペーパーをLMSに載せて、それを学生がダウンロードするというようなシチュエーションはかなり減ってくるわけです。学生に対してはURLを伝えればいいだけということになります。そうしますと、そこには著作物の公衆送信は生じませんので、そういった利用は補償金の対象外になると思います。

これは考え方によっては別の問題というふうにも言えて、オープンアクセスにしている人は言ってみれば逆に補償金を受け取る権利がない、そうじゃなくて権利を抱え込んでいる人だけが補償金をもらえるという話になってしまうので、それはフェアじゃないんじゃないかという話も出てくる可能性は将来的にはあるかなと個人的に思います。

質問2

（司会・竹内） じゃあもう一つご質問をいただいているんですけども、補償金支払いは個々の教育機関がまとめておられると思いますが、分配については大和先生がおっしゃるように補償金を適切に受領していただけるような仕組みが必要と考えます。特に大学紀要等、大学に著作権がなく執筆者に帰属することが多いと思うのですが、大学事務部に分配に係る連絡をすると受領に至らないことも往々にしてあります。大学教員や研究者等が適切に補償金を受領できる仕組みや、団体の設立等の予定はありますでしょうかという質問です。

（大和） これについてもオフィシャルな場で議論されているというのはあまり聞いておりませんけども、フォーラムの教育関係者の中でこういったものがいずれ必要になるということは話題になっています。そこでは、どのような機関がその運用を担うんだろうとか、事務局は何をどこまでするんだろうとか、手数料が取れるのかとかいうふうないろいろな課題が見えてきています。ただ、オフィシャルな場でもないので、誰かが責任をとって何かできるというようなところまで議論が進んでいるわけではありません。

ただ、私なんかも含めた教員が受益者だとすれば、受領できる額が高いか低いかもさまざまだと思いますけども、「こういった団体をどこかの誰かがつくってくれて、そこから補償金がもらえるだろう」と待っているだけでは誰もつくってくれないでしょう。多分みんなが汗をかいて、金を出すのか労力を出すのかいろいろだと思いますけども、

利益を得ようとする人たちが主体的にグループをつくっていかないといけない。誰かがつくってくれるのを待っていると、いつまでたっても実現しないんじゃないかなと思います。

そのような仕組みの必要性はみんなが感じています。ただ、仮に既存の教育団体がやるとしても、例えば執筆者である教員の連絡先や振込先の情報を一から集めるのか、大学の事務局の協力を得るのかによって大きく変わってきますし、それ以外の細かい問題も予想されるなと思っています。このように誰も動きにくい問題ではありますが、「だったら大和やれよ」とかいうことになるかもしれませんけれども、なかなか難しい。

しかし、こういう問題があるということをぜひ多くの教育関係者がまず認識するということで、草の根レベルでいろいろアイデアが出てくるのを促していく必要があるのかなという気がしています。ちょっと答えにならなくて申しわけないですが、私の率直な思いを申し上げました。

（司会・竹内） ありがとうございました。これは非常に重要な課題で、先ほど大和先生がおっしゃったように、一部の関係者ではその必要性ということは議論になって、どのようにしたらこれが立ち上げられるかといったようなことまでインフォーマルには意見交換したことが実はあるんですが、なかなか難しいところはあると思います。これは結

局のところは、多くの教員は恐らくそういった対価を受け取るということよりも、自分が書いたもの、言ってみればパブリックに示している知識がどう使われるかということには関心が向いているところはあるし、当然人格権的なものは重要で、先ほどお話があったようにそれをベースにフェイクニュースがつくられるようなことに対しては強く抵抗すると思います。とはいえ、学術論文を書いたことに対して何か金を得ようと基本的に思ってないところが多分にあるんですね。

なので、なかなかそういった方向性には向かないのかなというのはあるんですけれども、とはいえやはり分配という仕組みがある以上、その仕組みの中で、個人が受け取るのかどうかということは別にして、何らかの受け取りを実現するルールというか、制度というのはつくっていかないといけないだろうなと思います。これもやはり大和先生と同じで、じゃあ竹内やれよと言われても、なかなかしんどいところではあるんですけれども。久保田先生どうぞ。

（久保田） そういう議論を真面目にしているうちにNFTとかいろんなものが出てきちゃって、そういう場所やシステムを使えばいいのではないかという意見も出てくる。結局、せっかく作った制度を活用せず、別のインフラやシステム上で付加価値の高い情報を使われるようにならないように。ガバメントクラウドは、条件付きで、さくらインターネット社が唯一日本の企業として参画することになりましたが、あとは全部アメリカの企業ですからね。日本の統治や人権に関する情報、日本の経済や教育に付加価値をつける制度を守るためにインフラや、制度設計を責任もって実行するのかと。

これは本当に大事な問題で、残念ながら、80年たって昔と同じような戦争が起きた。著作権法の歴史でいうと戦時加算10年延長問題みたいな。いま戦争してるところなんか、知的財産や著作権などは絶対守りませんから。そういうことも踏まえて、教育現場では情報社会の安全・安心からインフラや情報を守り、育てるための視点をみんなで共有する。先生方も著作者であることの認識を強く意識し、欧米の学者のように著作権や特許等でお金持ちになってほしい。

著作権教育の在り方について

（司会・竹内） ありがとうございます。それでは、いろいろと議論が進んでおりますが、次のトピックに行かせていただいてもよろしいですか。

著作権に関する普及啓発の重要性について、このところ教育関係者の間でも随分議論しているところなんですけれども、今日大変興味深かったお話としては、大和先生のスライドでは後ろから四つ目ぐらいですかね**【資料①-17】**、「具体的な普及啓発の方向性（イメージ）」と書いてあるところですけども。それによりますと、高等教育の段階では学術専門分野の違いによって利用される既存のコンテンツの種類やその利用方法が異なるので、普及啓発に当たっても分野ごとの特徴があってもいいのではないかというお話がございました。

それに対して、久保田先生からは山口大学における知財教育の中での著作権の話というのがあったわけですけれども、その中では、ちょっと資料がどこというのはなかなか申し上げるのは難しいんですけれども、**【資料②-27】**あたりに出てくるんですが、全学必修としての知財教育があって、その中で著作権のほうが扱われているということでした。

これは実はお二人で考え方が少し違っていると言ったらいいんでしょうか、大和先生は領域ごと、分野による違いというものにポイントを当てていらっしゃいますし、久保田先生はどちらかというと分野による違いということではなくて、みんなが一律にという、教育の中で著作権の教育ということについてお話しになっていらっしゃいます。そこについてもう少しお話をいただいて、それぞれお立場が少し違うようですので議論していただきたいなと思っております。

じゃあ、これはどうしましょう。久保田先生からお願いします。

（久保田） 私から行きます。実はここも矛盾してなくて、入り口のところは医学部や教育学部というベースがあって、特に私の授業の市民社会と著作権法という切り口だといろんな学部の学生が来てくれる。特に教育者になる、音楽の先生になりたいというと具体的な話になってくる。自分も音楽家として創作し、演奏もするので実演家でもあるしと。理学部や工学部などどちらかというと自然科学の学生は、ビッグデータやデータベースの学術的価値と創作性のある論文、情報ってどう理解するのか。iPS細胞偽装論文事件のときもあったように、よくよく読んでみると、これ創作性のある情報はそんなにない。だから本質は著作権法の問題ではない。理系の論文だと仮説やそのアイデアが大切でその実験の仕方や精度、そして実験結果が重要だ。そこは竹内先生の指摘のように現実に扱われるであろう著作物であったり情報との切り分けというのは、やっぱり学部によって随分変わってくると思います。

大和先生が言ってることとは矛盾しないと思っていますが、一般論として基礎的知識はどの学部でも同じです。各学部毎学生の興味や知的好奇心は相当異なりますが、入り口のところはやっぱり最低限の知財に関する知識はつけてもらいたい。

（大和） そのベースですね、最低限が何なのかと。ミニマムエッセンスというのかコアの部分が何なのかというのが見えにくいなという感じがしています。私は今、教員を志望する学生を主に教えていますが、よその大学で、例えば芸術系の学部でクリエイターを目指している学生とか、あるいは法学部の学生とかに講義をしたことがあります。そうすると、学部によって学生の感覚もやっぱり違うわけですね。芸術系の学部であれば、これによって自分が将来卒業後、身を立てていくつもりで考える。他の学部では、どうやったら無断で使えるかというところに関心がある学生がいたりします。あるいは情報工学系であれば、IT系の技術に関連した知識みたいなのを期待する面があります。だから「最低限の」というのは何なのかなと。

私がもし問われれば、それこそ他人のものを使うときは挨拶するという、小学校から始まる道徳教育の繰り返し。私はそういう説なんです。ただそれを高等教育で全学共通の必修でいいのかというところに迷いがあるのが正直なところなんですね。学部ごと、研究領域、学術領域ごとに向いてるベクトルがちょっと違うとしても、共通点というのか、共通カリキュラムをつくるというのができたらいいと思うんですが、小学生とは違う大学生レベルの道徳って何だろうということで、その次の一歩が出ないのが難しいところですね。

（久保田） そこは無理だと思います。東京工芸大学という芸術学部で講義をしていますが、ゲーム、漫画、アニメ、写真、映画、CG等学科ごとで具体的にその著作物は特有の著作権問題がある。やっぱりそれぞれのジャンルでクリエイターとして飯を食う連中には財産権、人格権の問題や自分の作品を守るための基礎的な知識から契約の仕方まで徹底的にやります。国士舘の法学部では「情報社会の安全・安心」という観点からで警察官や公務員になりたいという学生への講義ですから、侵害の実態やその対策まで、秩序維持の観点から学生として絶対やっちゃいけないことを教えます。情報社会で絶対やっちゃいけないことという視点で著作権法を中心に情報法の講義をします。

難しいのは二次創作問題ですが、刑事事件になるのはほぼデットコピーや違法送信なのですが、いずれにせよ学生の興味が深まるよう判例をはじめ事案の選択には注意を

払っています。ACCSや他の権利者団体の活動の紹介、警察官になる人たちには情報社会の秩序をどうやって守るんだというところで、罰則や著作権侵害手続きまで説明します。

山口大学では全学部必修ですから、JASRACに就職したい、ゲームメーカーのカプコンに就職したいとか色々な夢を持った学生がいます。就職活動という点では「ビジネス著作権検定」受検で基礎学力を試したりしています。そういう夢に対してはそれに必要な情報を「最低限の」というところは著作権法の基礎知識で、学校の教員志望の学生には教育著作権検定みたいなものもつくったり。著作権ビジネス検定（ビジネス著作権検定）だと初級ぐらい合格できる程度かな。

辻元清美さんは早稲田の文学部在籍中に著作権の切れた小説で、夏目漱石をはじめ著名な作家の作品を出版してビジネスをしていたそうです。さすが！著作権のことを知っていれば、著作権の切れたもので再構成させるとか、いろいろアイデアは出てくるんですね。基本的に他人の著作物で著作権保護の期間内にあるものは許諾をとるんだよということが前提ですが、著作権の法制度を理解すると、情報ビジネスのアイデアが生まれてくる。是非、著作権ビジネス検定を皆さんも受けていただきたいですが、ユーザーとしても権利者としても最低限初級ぐらいは持って欲しい。

大学生だと、別に法学部じゃなくても十分合格します。最近は学生も中高で多少の知識を持っていますから、教育現場の先生は著作それ以上著作権の知識がないと学生に指摘されます。教員なのに、そんなことを知らないと。子供のほうがよっぽど知ってますから。「先生、それはまずいですよ」と。そのあたりも、「いやいや、著作権の解釈の中ではこの程度は許されてるし、授業目的公衆送信補償金を支払っているから大丈夫」という程度の最低限の知識。（とにかく、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で策定して改正著作権法35条運用指針は必ず読んで欲しい。）

（大和） 35条を子供に説明できることが最低限の知識だと言われると、恐らくほとんどの小中高大の教員は資格がないですよね。だからその辺ですよね。最低限の置き方が多分、教育関係者での共通認識というのが持ててないような気がしますね。

（久保田） 高いことを言ってないですよ。ただ、やはり教員として教壇に立つのであれば、情報社会に参画する態度を育成する、そのような情報社会に児童・学生を送り出す教員としては、教育著作権検定の初級ぐらいはぜひ知識として持ってほしいなと。35

条を完璧に説明できる必要は全くないですよ。今日のテーマですが、補償金を支払うことにより授業において何ができて、何をやっちゃいけないかだけはね。35条運用指針を通読すれば教員の資格を取れるレベルがあれば学力理解できるはずです。例えば教育現場でしか利用されない著作物、ワークブックとか、教育現場向けパッケージソフトとか、それを生業にしている著作物をコピーしたり送信すれば飯が食えなくなるじゃないかという想像力とメルクマールさえ持っていれば、35条の趣旨が説明できる先生であれば十分で、それが最低限の知識だと考えます。

（司会・竹内） ありがとうございます。お二人の話を聞いていると、もうしばらくやってほしいなと、あと30分延ばそうかなというような魅力にも実は駆られるんですが、そういうわけにまいりませんので、両先生から最後に一言ずついただいてもよろしいですか。

（大和） 私の講演の中で、提案として、教員に対する意識啓発、発想を変えていこうと申し上げました。オンラインで参加の先生方がどれだけ共感していただいたかわかりませんけども、教育者として、子供たち、あるいは学生を指導する者として、他人の創作した文化的所産に対する敬意というものを教えるに当たっては、そういう発想が必要かなと思っています。

そこで久保田さんというか権利者の皆さんにお願いですけど、久保田先生の話でも、権利者の中にも著作権をよくわかってない人がいるという話が、何カ所か出てきたんですね。教育関係者には無料で許可しないといけないとまでは言いませんし、確かに排他的な独占的な権利を法律上も認められているのは事実ですけども、それをどう行使するのについては、利用者の立場も考えていただいて、どんなありようが現実社会で期待されているのかということまで、ぜひ権利者の中で議論していただくとありがたいなという気がします。

（久保田） 同意します。皆さんが思ってる著作権団体って誰のことですか。ACCSの構成メンバーは前述したようにユーザーであり、権利者です。本当にヌエ的で、コウモリみたいなものなんです。ユーザーでもあり権利者でもあって、ゲームソフトは特にプログラムプラスたくさんの他人の著作物を利用し総合芸術として生まれる。ですから権利者一辺倒ではない。バランスです。その辺は私がいつも一番意識しているところです。

だから、このSARTRASの組織構成においても権利者側として理事の席も持っていません。ただフォーラムの中で学識経験者として入っています。フォーラムには権利者側の推薦があったと聞いていますが、本当によかったと思います。今日も竹内先生に呼んでいただいて、権利者と教育現場のその間をつないでいくという役割が、ソフトウェアというプログラムの著作物のヌエ的なポジション、ライセンスビジネスを早くから取り入れてきた業界として何かお役に立てるのではないか。新しいデジタルデータビジネスはインターネットとコンピューティングの世界で生まれてくるし、新たな侵害も増えるだろう。著作権情報センター（CRIC）の仕事とも重なる部分もあるかもしれません。「法」「電子技術」「教育」を掲げ、情報社会の安全・安心を目的とするACCSは教育の現場の応援団として機能したい。「著作物の利用環境整備は進んだか」の一番の課題であるライセンス問題について、権利者側と先生たちが利用しやすい（ように）。権利者側はまず使ってもらって何ぼなので。ただ人格権の問題は別ですよ。昔の事例でいうと有吉佐和子さんが点字化するのを拒んだ話がありますが、著作者の気持ちというのも難しい問題があります。この辺のバランスをとりながら。

最後に言いたいのは、子供たち、学生たちが著作者だということです。彼らはこれから創作的創造的仕事をしながら日本を背負ってくれる。グローバルな社会で活躍してくれる。で、アイデンティティーとか表現者としての矜持はもっとも大切です。コミュニケーションの問題も大きい。授業中は質問しても発言してくれないし、学校は訓練の場なのですが。そういうコミュニケーション能力がすごく落ちている。表現力を磨き、著作物を生み出す前提としての言語や語彙の問題とか。これは本当に学力とは何か問題に直結します。このことを考えたときに、彼ら児童・学生が著作者なんだという視点で著作権法を眺めてほしい。また、先生方自身も当然著作者ですから。クリエイティビティの追求、知の伝達をしていくところが高等機関だとするならば、そこは外せないでしょう。

今日の話も矛盾なく解けていくのではないかなと思います。

（司会・竹内） ありがとうございました。最後にきれいにまとめていただきました。今回のこのテーマというのは、著作物を使って教育の質がどう高まっていくかという視点で、授業目的の補償金制度というのが正直言ってまだ完全なものではないし、恐らく実際の利用の具体例がさまざま出てくると、やはりそれを補完するライセンスのような制度をどんどん広げていくということが必要で、それによって著作物がより多く使われ、

結果的に権利者の皆さんにもプラスになっていくんじゃないかという思いで設定させていただいております。

今日のお二方、大和先生は基本的に使う側、教育機関側の立場でお話をいただきましたし、久保田先生には若干使う側の話も入りつつも、権利者としてのお話というところも随分いろいろと詳しくお話をいただいたかと思います。こういうふうに両側に立っている人間が極めてフランクにそれぞれの課題がこうだということを話し合っていくということが、著作物を利用する環境をよくしていく上では不可欠なことだと思いますので、今後このような雰囲気でさまざまな議論が進んでいくことに強く期待をしたいというところで、本日の締めとさせていただきたいと思います。

それでは、お忙しいところ千葉までお越しいただきました大和先生、久保田先生に拍手でお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

（拍手）

講演者等略歴（ご所属等はご講演時のものです）

大和　淳（やまと　あつし）

福岡教育大学教育学部教授。専門は教育行政、著作権教育。文化庁長官官房著作権課専門官、同課長補佐、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科助教授、国立教育政策研究所総括研究官などを経て2016年より現職。著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員（2018～）、国立大学協会教育・研究委員会委員（2018～）。フォーラム高等教育ワーキンググループ主査として「改正著作権法35条運用指針」の策定に参画。著書に『著作権教育の第一歩：先生のための入門書』（共編著）、『だれも教えてくれない教師の仕事の流儀と作法』（分担執筆）、『学校教育と著作権：ケーススタディ著作権第１集』（単著）などがある。

久保田　裕（くぼた　ゆたか）

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）専務理事、山口大学知的財産センター特命教授。専門はデジタル著作権、著作権・情報モラル教育。出版社勤務、社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（CSAJ）事務局を経て、1988年にCSAJ内に「ソフトウェア法的保護監視機構」を設立。同機構のCSAJからの独立と任意団体ACCSへの参加（1990年）と社団法人化（1991年）に伴い事務局長に就任し、ACCS理事を経て1999年から専務理事を兼任している。著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員（2018～）。著書に『情報モラル宣言』（単著）、『人生を棒に振るスマホ・ネットトラブル』（共著）、『13歳からの著作権』（監修）、『AI×クリエイティビティ』（共著）などがある。

竹内　比呂也（たけうち　ひろや）

千葉大学副学長（教育改革・学修支援）、附属図書館長、アカデミック・リンク・センター長、国際未来教育基幹高等教育センター長、人文科学研究院教授。図書館情報学専攻。著作物の教育利用に関する関係者フォーラム共同副座長（2018～）。著書に『図書館サービス論』（共著）、『図書館はまちの真ん中』（共著）、『変わりゆく大学図書館』（共編著）などがある。

ALPS ブックレット シリーズ　vol.9

ALPS プログラム 第９回シンポジウム

著作物の利用環境整備は進んだか
－授業目的公衆送信補償金制度開始から３年を経て
教育現場から見える課題－

令和６年３月31日発行

発　行　者：千葉大学アカデミック・リンク・センター
（教育関係共同利用拠点（新たな時代の大学教育を創造する「教育・学修支援専門職」養成拠点））
〒263-8522　千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33
ＴＥＬ：043-290-2243
MAIL：alps-info@chiba-u.jp
表紙デザイン：西原　朝子 ／ 印刷：株式会社 正文社

このブックレットは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の共通目的基金の助成を受けて発行されました。

Academic Link